東みよし町第３期地域福祉計画

支え合い絆を深める福祉のまち　「東みよし町」

令和３年３月

東みよし町

はじめに

これまで「東みよし町第2期地域福祉計画」において、“支え合い絆を深める福祉のまち「東みよし町」”を基本理念に掲げ、「人づくり」「場づくり」「まちづくり」の3つの視点をもって取組を推進してきました。この度、令和2年度で計画期間が満了となるにあたり、近年の社会潮流や地域福祉の現状、計画の進捗状況を確認・検証し、本町の地域福祉の現状を反映した「東みよし町第3期地域福祉計画」を策定しました。

東みよし町第2期地域福祉計画期間中、国においては地域福祉計画が高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する上位計画として位置づけられました。

また、地域共生社会の実現に向けて、「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域が抱える複合化・複雑化した課題に対応できる、新たな包括的な支援体制の枠組みの構築を目指すなど、地域のニーズに即した地域福祉の必要性がますます高まってきています。

本町において令和2年度に策定しました「第2次東みよし町総合計画」では、本町の強みを生かすことで、どの世代の方にも「このまちに生まれ、育ってよかった。“ちょうどええ。ずっと住みたい！”」と実感していただけるまちづくりを推進しています。

本計画では「再犯防止推進計画」や「成年後見制度利用促進基本計画」を包含する計画として位置づけており、地域の皆様が安心して生活を送ることができるよう、計画を推進するとともに、新たな生活スタイルを踏まえた“支え合いの絆”を深めるご支援をしてまいります。そのためには、地域の皆様の声に耳を傾けながら、地域の皆様との協働によりまちづくりを推進することが必要となります。引き続き、本町の福祉行政へのご理解と積極的なご参画を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました、「東みよし町地域福祉計画策定委員会」の皆様をはじめ、団体ヒアリング等に御協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

東みよし町長　**松 浦 敬 治**

目次

第1章　計画の概要 1

1. 地域福祉とは 1
2. 本計画の位置づけ 4
3. 国の動きと考慮すべき施策 6

第2章　本町の現状 10

1. 東みよし町の状況 10
2. 団体ヒアリングの結果 21
3. 今後の方向性 24

第3章　計画の基本的な考え方 25

1. 計画の基本理念 25
2. 計画推進の3つの視点 26
3. 基本目標 27
4. 施策体系 28

第4章　地域福祉を推進する取組 29

1. 地域を支える人づくり 29
2. 安心して暮らせる地域づくり 38
3. 地域福祉の充実 49

第5章　成年後見制度利用促進基本計画 58

1. 成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって 58
2. 基本目標の推進 59

第6章　計画の推進にあたって 62

1. 計画の推進 62

資料編 63

1. 東みよし町地域福祉計画策定委員会 63
2. 策定経過 65
3. 用語解説 66

第1章　計画の概要

1. 地域福祉とは

(1)地域福祉のイメージ

地域福祉は、子ども、高齢者、障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたい、というすべての人の願いを実現するための重要な取組です。

■様々な担い手(住民・事業者・社会福祉協議会・行政)が互いに協力して、地域の福祉課題を把握し、その解決のために**「自分たちにできること」「皆で協力してできること」等、自助・互助・共助・公助の役割分担を考えること**

■課題の解決に向けて、**様々な担い手が協力しながら実際に取り組むこと、これを「地域福祉」**と言います。

■地域福祉における担い手と役割のイメージ

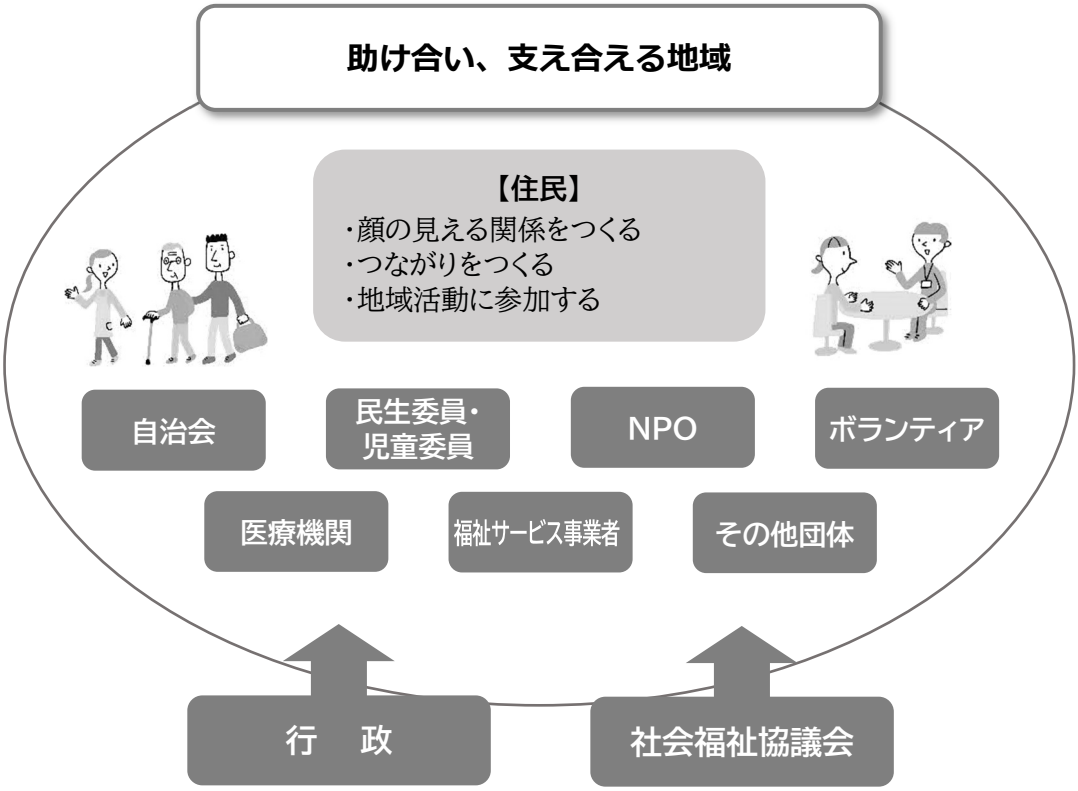

総合的な地域福祉活動の下支え・公的サービスの提供

(2)「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

地域には、高齢者、障がいのある方、子育てや介護で悩んでいる方など様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。このような多種多様な生活課題に対し、自分自身や家族、隣近所の手助け、地域での支え合い、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決する仕組みづくりが地域福祉計画（以下「本計画」という。）では求められています。

自助：自分自身や家族で解決することを考え、対応すること
互助：隣近所の手助けなど、身近な人間関係の中で助け合うこと
共助：地域活動・ボランティアなどによって地域で支え合うこと
公助：「自助」「互助」「共助」でも解決できない課題に対して、行政等が行う公的支援や福祉サービスで対応すること

■自助・互助・共助・公助の役割イメージ

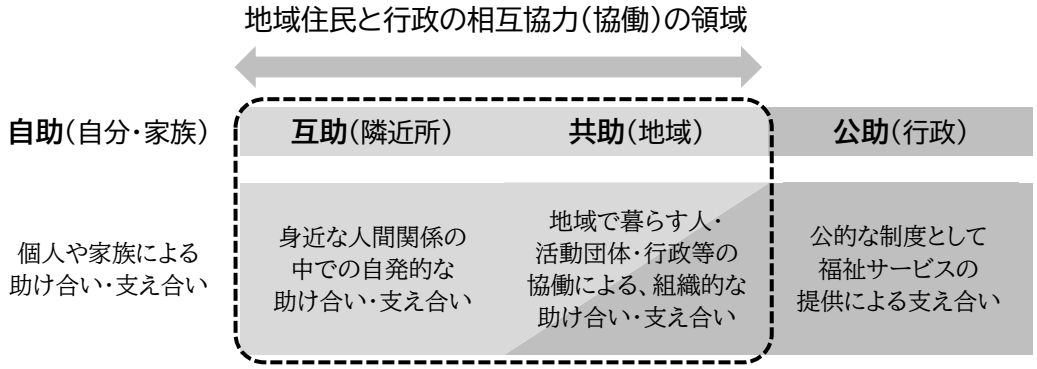

（3）地域共生社会の実現に向けて

制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。地域共生社会の実現に向けて、国においては、各市町村の地域住民が抱える複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「①断らない相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業の創設を目指しています。

■新たな包括的な支援体制の枠組み

事業名	事業概要	枠組み
①断らない相談支援	介護（地域支援事業）、障がい（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施	**○属性や世代を問わない相談** **○多機関協働の中核機能** **○専門職による伴走支援**（つながり続けることを目指すアプローチ）
②参加支援 （社会とのつながりや参加の支援）	「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施	**○狭間のニーズにも対応する参加支援**
③地域づくりに向けた支援	地域において多様なつながりが育つことを支援するために、「①ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を創り出すコーディネート機能」「②地域住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保」を行う事業を実施	**○交流や参加の機会を創り出すコーディネート機能** **○地域住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保**（多分野協働による出会い・学びの“プラットフォーム”づくり。世代や属性を限定しない場や居場所を常設型で設置）

2. 本計画の位置づけ

(1)法的根拠

本計画は社会福祉法第 107 条を法的根拠として策定するものであり、高齢者、子ども、障がい者・障がい児等を対象とする福祉事業における分野別計画の上位計画として位置づけるものです。

◆社会福祉法＜第 107 条＞より抜粋◆

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五　前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2)本計画の範囲

本計画は、①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通の取組、②地域における福祉サービスの適切な利用の促進、③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進、⑤包括的な支援体制の整備を推進し、地域福祉の充実を目指します。

また、本計画は成年後見制度利用促進基本計画及び地方再犯防止推進計画を包含する計画として位置づけます。

◆社会福祉法＜第 106条の3＞より抜粋◆

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

(3)計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする5か年計画とし、計画の最終年度には評価・見直しを行います。

なお、関連する他の計画との整合や、社会情勢及び制度等の動向を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うものとします。

■計画の期間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域福祉計画	第2期	東みよし町第3期地域福祉計画					第4期

（4）他計画との関係

本計画は、総合計画を最上位計画とし、各種個別計画や地域福祉活動計画との整合性を図りながら、施策を推進します。

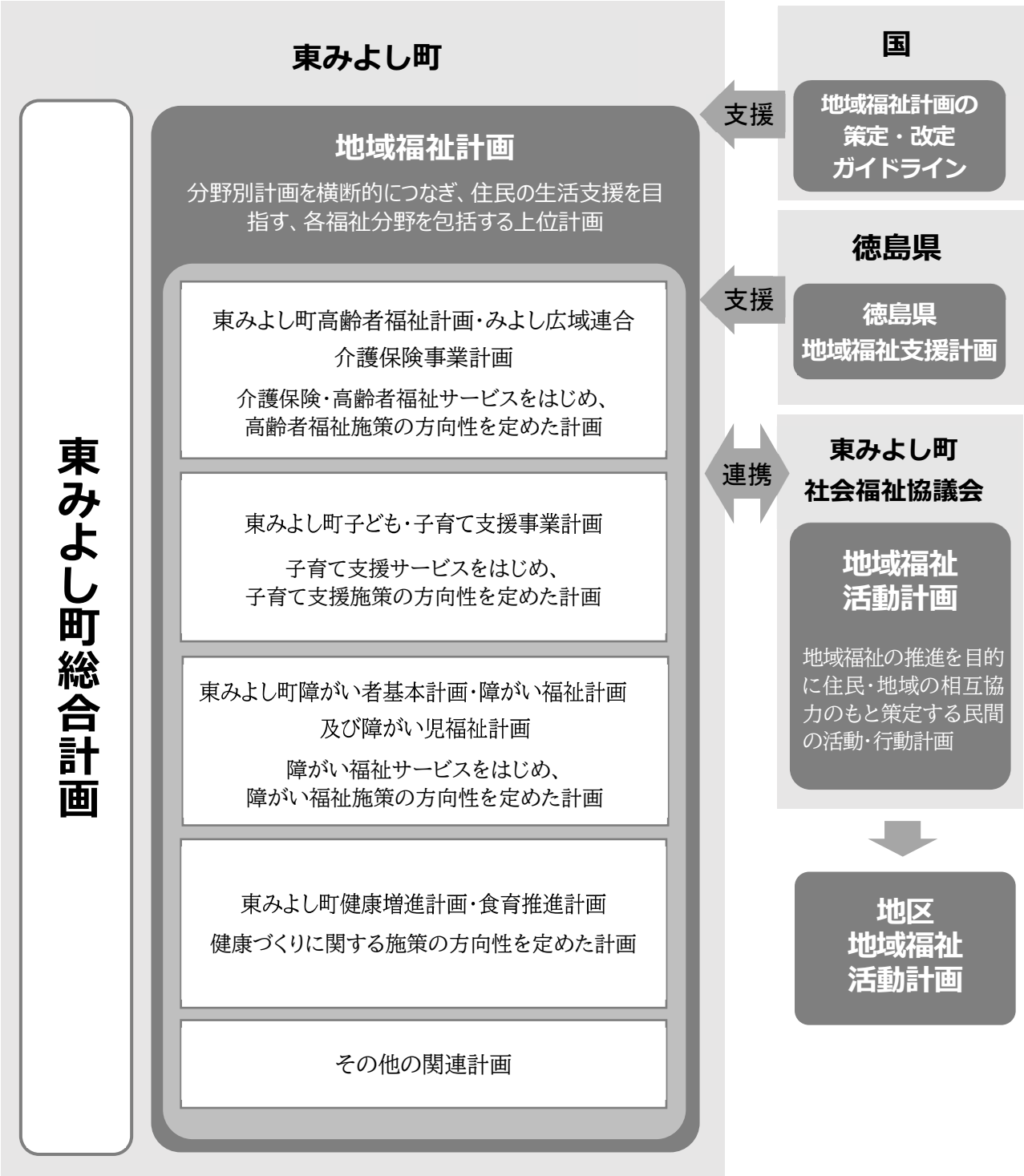

3. 国の動きと考慮すべき施策

(1)国の動き

我が国では、平成 12 年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、この法律の中で「地域福祉の推進」が初めて明確化され、平成 29 年の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画が高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する上位計画として位置づける計画と定められました。

各種の法制度が整備され、子どもや障がい者、高齢者などを対象とする福祉サービスが充実していく一方で、従来の分野別の福祉では対応できない地域の問題や制度の狭間と言われる複雑な生活課題も顕著化するようになってきました。そこで、令和2年に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、複合化・複雑化した課題に対して適切な支援体制を整えることができるよう、市町村の包括的な支援体制の構築支援等が推進されています。

■東みよし町第2期地域福祉計画期間中(平成 28 年～令和2年)の福祉に関する国の動き

	国の動き	主な関連分野
平成 28 年	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	全般
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	地域福祉
	地域力強化検討会設置	地域福祉
	障害者総合支援法一部改正	障がい者
	発達障害者支援法一部改正	障がい者
	児童福祉法一部改正	子ども・子育て 障がい者
	母子保健法一部改正	子ども・子育て
平成 29 年	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(社会福祉法の一部改正)	全般
	地域福祉計画策定ガイドライン提示	地域福祉
	再犯防止推進計画閣議決定	地域福祉
	成年後見制度利用促進基本計画閣議決定	地域福祉
平成 30 年	子ども・子育て支援法一部改正	子ども・子育て
令和元年	就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019 閣議決定	地域福祉
	認知症施策推進大綱とりまとめ	高齢者
	子供の貧困対策に関する大綱改定	子ども・子育て
令和2年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律公布	地域福祉

(2)ニッポン一億総活躍プラン

女性も男性も、高齢者も若者も、一度失敗を経験した方も、障がいや難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、言わば全員参加型の一億総活躍社会の実現に向けて、経済成長の隘路である、少子高齢化に真正面から立ち向かい、広い意味での経済政策を図り、子育て支援や社会保障の基盤を強化する新たな経済社会システムの構築を目指すものです。

■ニッポン一億総活躍プランのイメージ

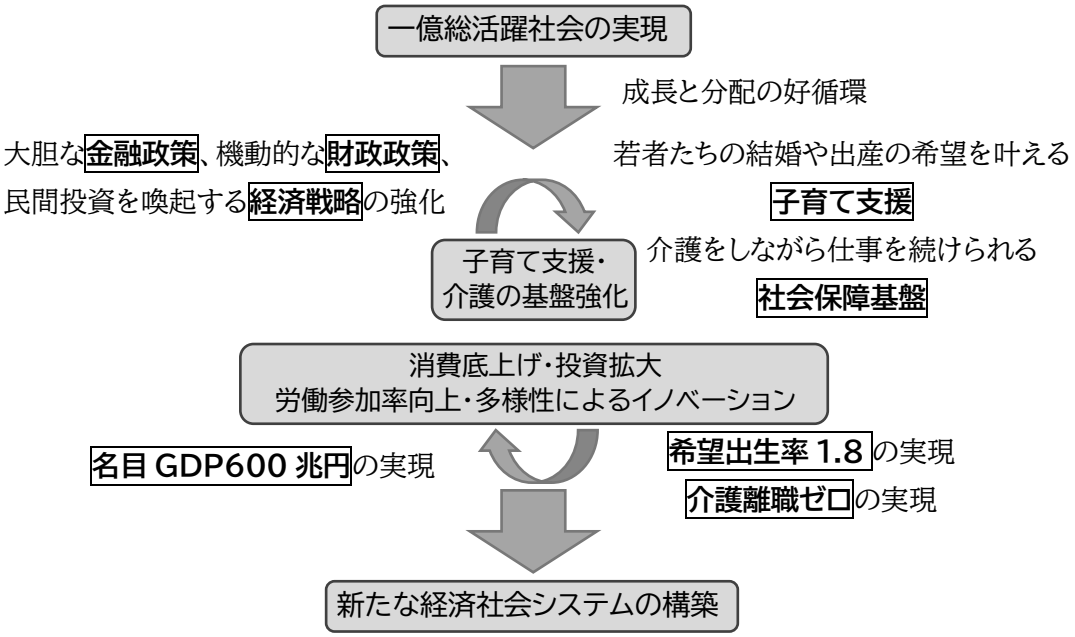

(3)再犯防止推進計画

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、5年間(平成 30 年度～令和4年度)で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ計画です。

■再犯防止推進計画における基本方針と重点課題

基本方針	重点課題
1.「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進 2. 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施 3. 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力することの重要性を踏まえて実施 4. 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施 5. 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成	①就労・住居の確保等 ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等 ③学校等と連携した修学支援の実施等 ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等 ⑤民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進等 ⑥地方公共団体との連携強化等 ⑦関係機関の人的・物的体制の整備等

（4）成年後見制度利用促進基本計画

平成 28 年に公布・施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項の設定等が行われました。これにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する成年後見制度利用促進基本計画が平成 29 年3月に閣議決定されました。

■市町村成年後見制度利用促進基本計画を定めるにあたって盛り込むことが望ましい内容

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針
   ①権利擁護支援の必要な人の発見・支援
   ②早期の段階からの相談・対応体制の整備
   ③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
2. 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
3. 地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
4. 「チーム」「協議会」の具体化の方針
5. 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

（5）認知症施策推進大綱

認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、認知症バリアフリーの取組を進めていくとともに、共生の基盤のもと、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めるため、令和元年に「認知症施策推進大綱」がとりまとめられました。

●「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味
●「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味
●大綱の5つの柱：①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開

（6）子供の貧困対策に関する大綱の改定

子供の貧困対策に関する大綱は、平成 25 年に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、5年に1回、政府によって作成されるものです。平成 26 年に初めて策定され、令和元年 11 月に改定が行われ、新たな大綱が閣議決定されました。

■改定のポイント

目的・理念

●「子供の将来」だけでなく、「現在」にも焦点をあてるよう、明記されました。

●子育てや貧困を家族の問題とするのではなく、社会全体で課題を解決するものと位置づけられました。

分野横断的な基本的方針

●「支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して支援を推進する。」という文言が明記されました。

子供の貧困に関する指標

●「生活の安定に資するための支援」が新たに設定され、「公共料金の未払い経験」や「食料・衣服が買えない経験」などの身近な指標が追加されました。

第2章　本町の現状

1. 東みよし町の状況

(1)人口の推移

本町の人口は減少を続けており、平成 27 年の 15,141 人から令和2年の 14,285 人と、5年間で 856 人の減少となっています。

年齢層別にみると、「0～14 歳」及び「15～64 歳」の人口は減少傾向となっていますが、「65 歳以上」の人口は年々増加しています。

年齢階層別人口構成比についてみると、「0～14 歳」はおおむね横ばい、「15～64 歳」は減少傾向で推移しています。「65 歳以上」の高齢化率は増加傾向にあり、令和2年で 34.3%となっています。

■年齢階層別人口の推移

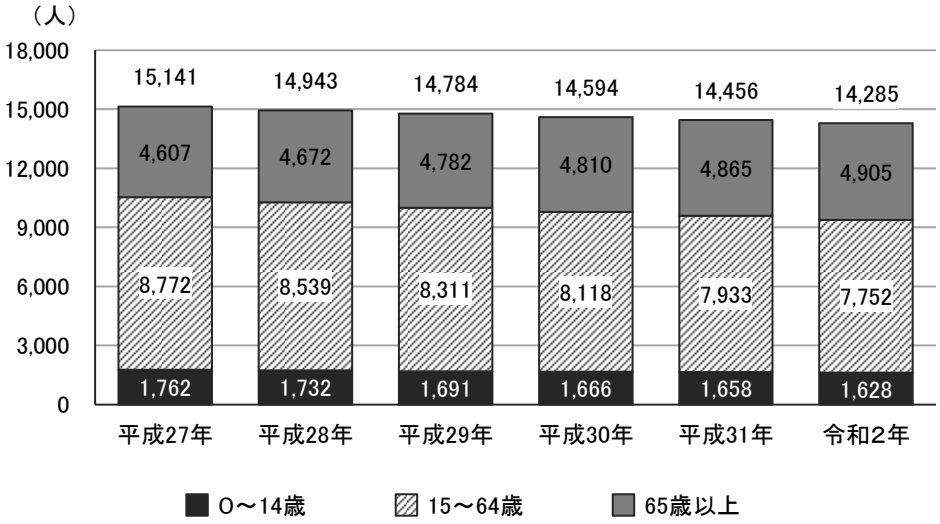

資料：住民基本台帳（各年1月1日）

■年齢階層別人口構成比の推移

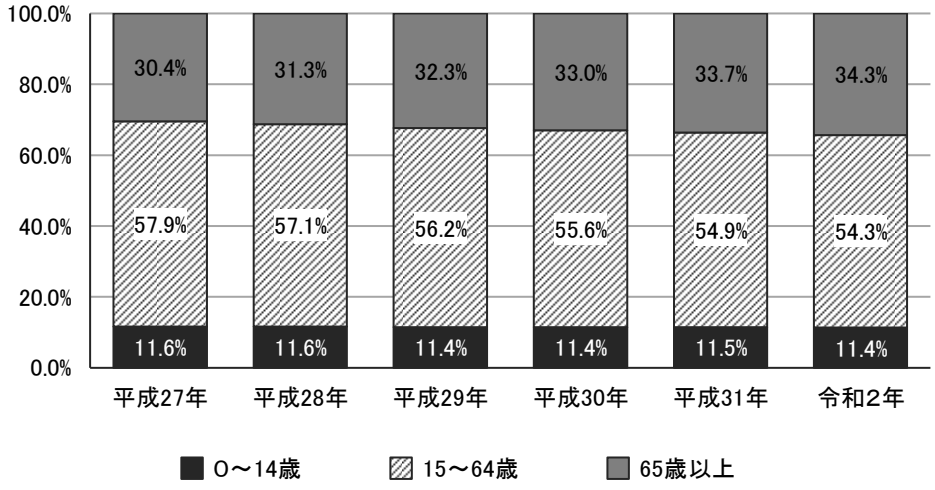

資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(2)世帯の状況

世帯数は 6,200 世帯から 6,300 世帯で推移しており、増減を繰り返しながら緩やかに増加しています。

人口の減少傾向に対して、世帯数が増加していることから、一世帯当たりの世帯人員は年々減少しており、令和2年で 2.26 人となっています。

国勢調査による世帯の状況をみると、平成 27 年時点で一般世帯数は 5,310 世帯となっています。核家族世帯数は 2,979 世帯、高齢者のいる世帯数は 2,751 世帯となっており、いずれも本町の一般世帯数の半数以上を占めています。

また、一人暮らし世帯数は一般世帯数の 22.7%となる 1,205 世帯、このうち一人暮らし高齢者世帯数は 770 世帯となっており、一人暮らし世帯のおよそ6割を高齢者が占めています。

ひとり親家庭は 111 世帯となっており、総世帯数に対して、母子世帯数は 1.8%、父子世帯数は 0.3%となっています。

■世帯数及び世帯人員の推移

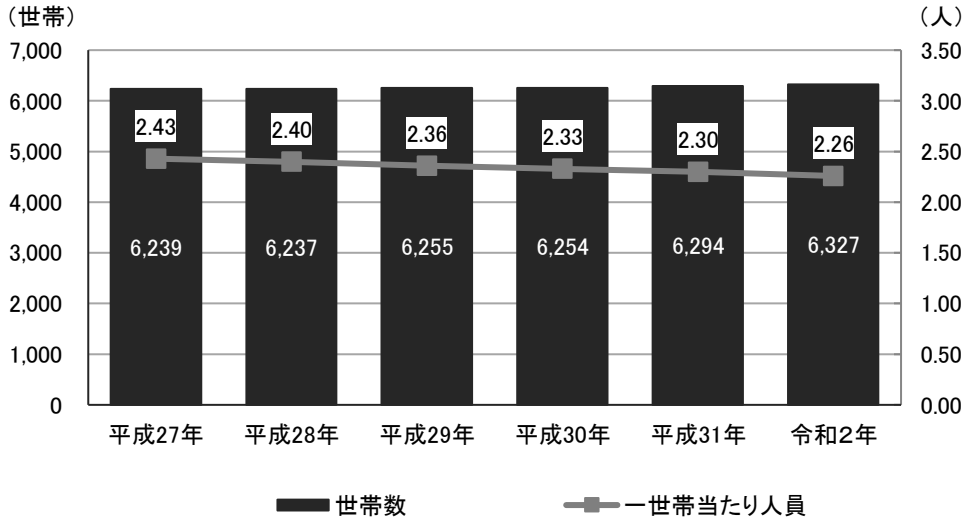

資料:住民基本台帳(各年1月1日)

■世帯の状況　　単位:世帯

一般世帯数	核家族世帯数	高齢者のいる世帯数	一人暮らし世帯数	一人暮らし高齢者世帯数
5,310	2,979	2,751	1,205	770
100.0%	56.1%	51.8%	22.7%	14.5%

資料:国勢調査(平成 27 年)

■ひとり親家庭の状況　　単位:世帯

総世帯数	母子世帯数	父子世帯数
5,325	97	14
100.0%	1.8%	0.3%

資料:国勢調査(平成 27 年)

（3）自然動態の推移

自然動態についてみると、出生数は 100 人前後で推移しており、死亡数は 200 人台前半での推移となっています。出生数と死亡数の差分である自然動態は、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、平成 30 年では 154 人減と、近年で最も大きく減少しています。

■自然動態の推移

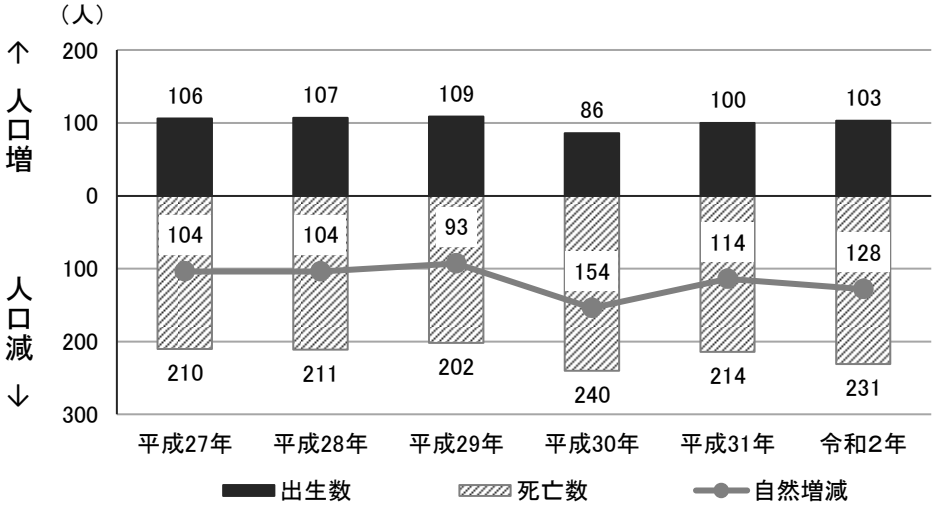

資料：住民基本台帳（各年1月1日）

（4）社会動態の推移

社会動態についてみると、転入者数が 370 人前後で推移し、転出者数が平成 31 年までは減少傾向となっており、平成 31 年で 394 人となっています。令和2年では増加に転じて 422 人となっています。社会増減についてみると、平成 27 年から平成 31 年にかけて減少が抑制されました。いずれの年も転出者数が転入者数を上回る社会減の状態となっています。

■社会動態の推移

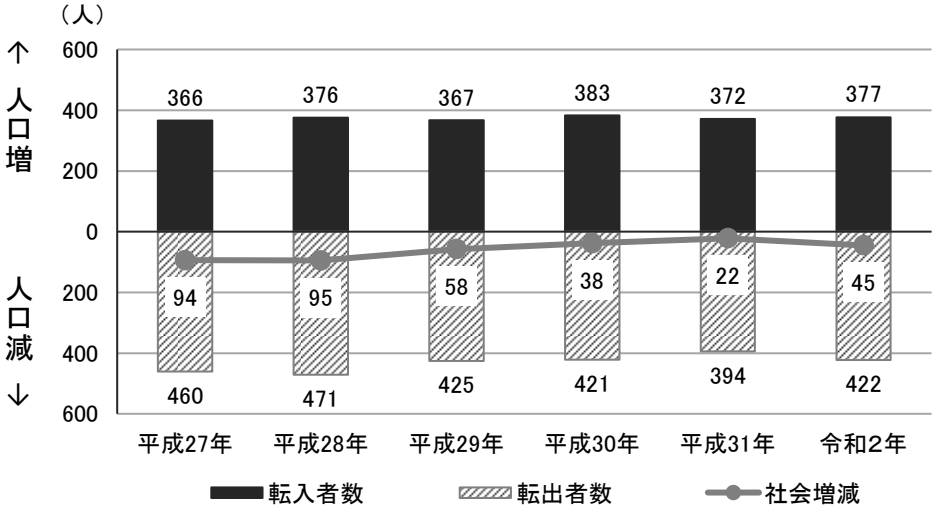

資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(5)子育て支援事業

①認可保育所の状況

本町の認可保育所は令和2年度4月時点で、公立のみかも保育所の1か所と、私立のみのだ保育園、みのり乳児園の計3か所あり、430 人の定員となっています。

平成 28 年度以降、定員を下回る入所状況となっており、平成 31 年度/令和元年度に2人の待機児童が発生するまで、待機児童はありませんでした。また、令和2年度の待機児童は0人となっています。

■認可保育所の入園児童数の推移　　単位:か所、人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	令和2年度
認可保育所		4	3	3	3	3	3
定員		390	400	400	430	430	430
入所者数	0～2歳	174	193	220	202	184	194
	3～5歳	220	196	166	185	198	194
	計	394	389	386	387	382	388
未就学児童数	0～2歳	297	302	314	290	294	282
	3～5歳	360	349	313	306	309	326
	計	657	651	627	596	603	608
入所率	0～2歳	58.6%	63.9%	70.1%	69.7%	63.9%	68.8%
	3～5歳	61.1%	56.2%	53.0%	60.5%	63.8%	59.5%
	計	60.0%	69.8%	61.6%	64.9%	63.8%	63.8%
待機児童(4月時点)		0	0	0	0	2	0

資料:東みよし町福祉課

(入所者数:各年度3月末。但し令和2年度は見込み。未就学児童数は各年度4月1日)

②公立幼稚園の状況

本町の公立幼稚園は令和2年度5月時点で三庄幼稚園、加茂幼稚園、足代幼稚園、昼間幼稚園の4か所あり、115 人の児童が入園しています。

■幼稚園の入園児童数の推移　　単位:か所、人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	令和2年度
公立幼稚園	4	4	4	4	4	4
入園者数	102	127	125	98	89	115
未就学児童数 (3～5歳)	360	349	313	306	309	326
利用率	28.3%	36.4%	39.9%	32.0%	28.8%	35.3%

資料:東みよし町教育委員会学校教育課(各年度5月1日)

③地域子育て支援センターの利用状況

本町では、地域子育て支援センター2か所のほか、三好市内の子育て支援事業「にこにこ」も利用できる体制を整えています。利用延べ人数は、平成 27 年度から増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいで推移していましたが、平成 31 年度/令和元年度はいずれの地域子育て支援センターにおいても減少しています。

■地域子育て支援センターの利用状況　　単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
みかも保育所内 地域子育て支援センター	474	576	410	456	394
みのり乳児園内 地域子育て支援センター	1,766	3,516	2,480	1,797	1,135
子育て支援事業 「にこにこ」	468	413	172	595	369

資料：東みよし町福祉課

④保育サービスの実施状況

令和2年度時点で、通所保育所は3か所あり、すべての保育所で0歳児保育、障がい児保育を実施しています。延長保育は2か所、病児・病後児保育、外国人等保育はそれぞれ1か所で実施しています。

■保育サービスの実施状況　　単位：か所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	令和2年度
通所保育所	4	3	3	3	3	3
0歳児保育	4	3	3	3	3	3
延長保育	2	2	2	2	2	2
病児・病後児保育	1	1	1	1	1	1
障がい児保育	4	3	3	3	3	3
外国人等保育	1	1	1	1	1	1

資料：東みよし町福祉課

⑤放課後児童クラブ（児童館）数・在籍児童数

放課後児童クラブは、令和2年度時点で三庄児童クラブ、加茂児童クラブ、足代児童クラブ、昼間児童クラブの4か所で開設されています。在籍児童数は、平成 30 年度にかけて増加傾向となっていましたが、平成 31 年度/令和元年度より減少に転じ、令和2年度で 290 人となっています。

■放課後児童クラブ（児童館）数・在籍児童数の推移　　単位：か所、人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	令和2年度
児童クラブ数	4	4	4	4	4	4
在籍児童数	249	255	283	306	295	290

資料：東みよし町福祉課

(6)障がい福祉

①身体障害者手帳等所持者数

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、平成 27 年の 897 人から令和2年の 765 人と、5年間で 132 人減少しています。等級別にみると、わずかな増減はあるものの、いずれの等級においても減少傾向となっています。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移

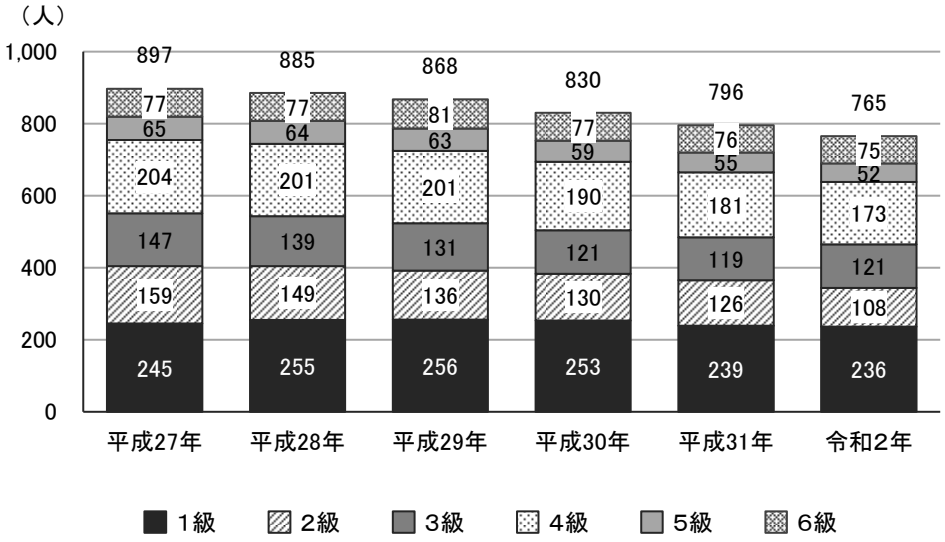

資料：東みよし町福祉課（各年3月末）

②療育手帳所持者数

療育手帳所持者数はおおむね横ばいで推移しており、平成 27 年の 172 人から令和 2 年の 182 人と、5年間で 10 人増加しています。等級別にみると、「B2（軽度）」で増加傾向となっています。

■等級別療育手帳所持者数の推移

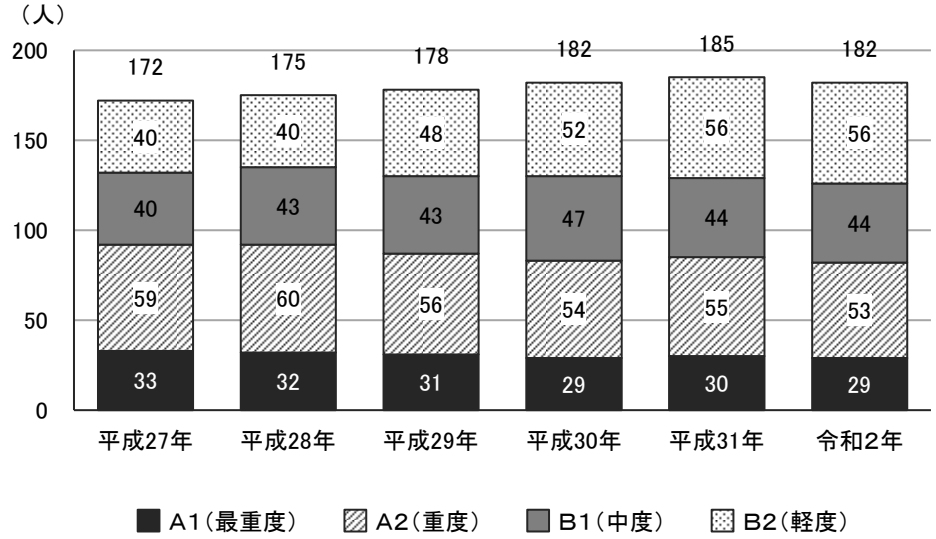

資料：東みよし町福祉課（各年3月末）

③精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 29 年より増加傾向で推移しており、平成 27 年の 95 人から令和2年の 117 人と、5年間で 22 人増加しています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

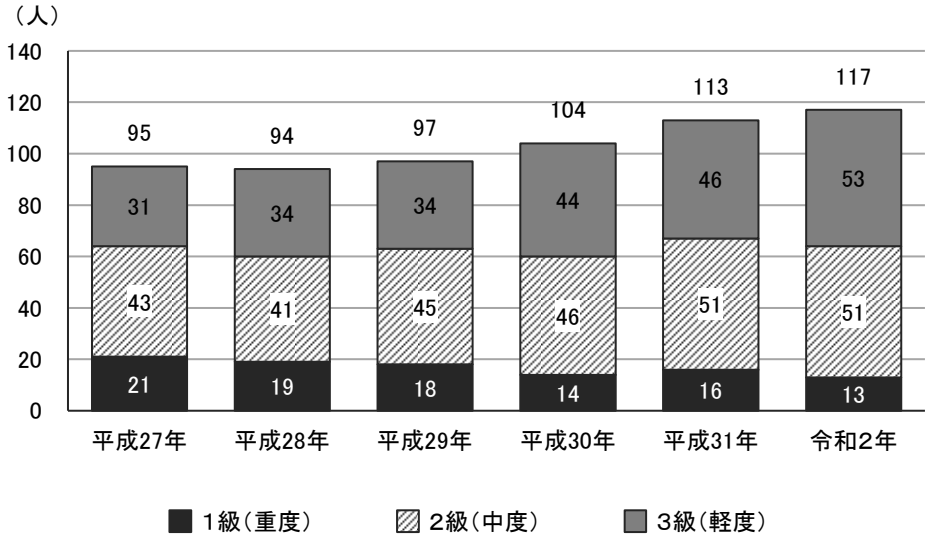

資料：東みよし町福祉課（各年3月末）

④年齢2区分別手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数のうち、18 歳未満の手帳所持者は 10 人未満のまま横ばいで推移しており、18 歳以上の手帳所持者はこの5年間で減少傾向にあります。

療育手帳所持者数のうち、18 歳未満の手帳所持者は 30 人台と横ばいで推移しており、18 歳以上の手帳所持者はこの5年間で増加傾向にあります。

■年齢2区分別手帳所持者数の推移　　単位：人

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
身体障害者手帳	18 歳未満	4	5	6	6	5	5
	18 歳以上	893	880	862	824	791	760
療育手帳	18 歳未満	35	38	36	35	34	32
	18 歳以上	137	137	142	147	151	150

資料：東みよし町福祉課（各年3月末）

(7)高齢者福祉

①要支援・要介護認定者数

本町の要支援・要介護認定者数は 1,000 人前後で推移しており、平成 27 年から令和2年にかけて増減を繰り返しながらも増加傾向となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移

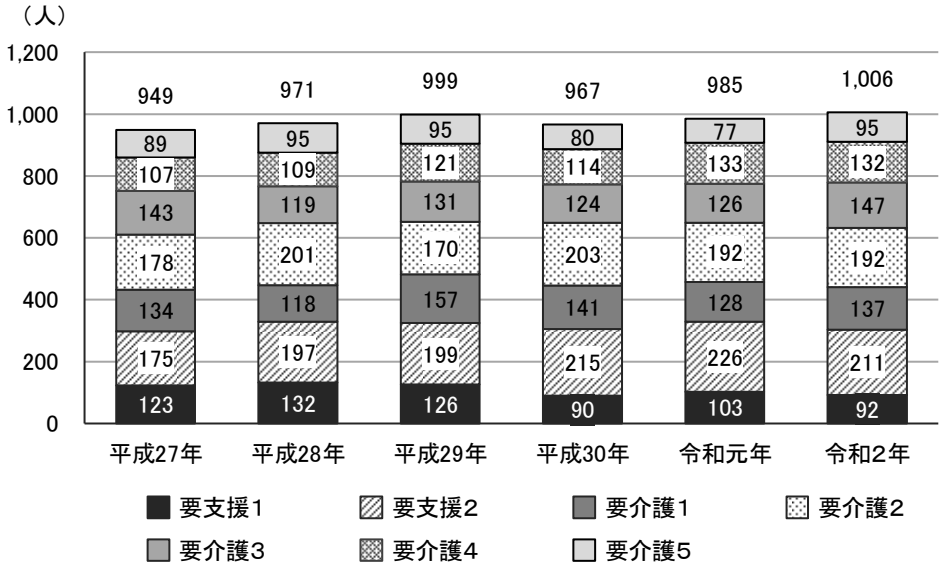

資料：みよし広域連合（介護保険事業状況報告）

②認知症高齢者数の推移

みよし広域連合（東みよし町・三好市）の認知症高齢者数は 2,200 人前後で推移しており、平成 27 年から令和2年にかけておおむね横ばいとなっています。

■日常生活自立度※別認知症高齢者数の推移

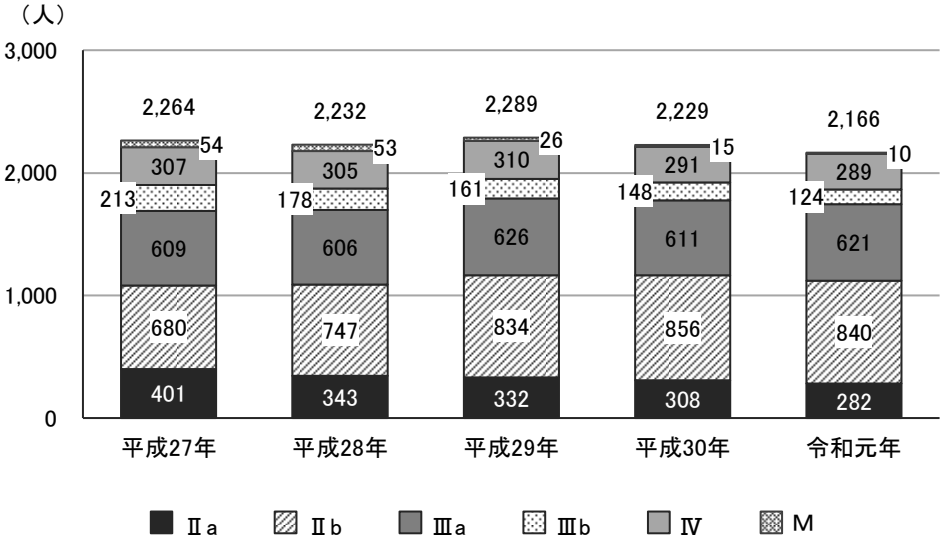

資料：見える化システム（各年 10 月末）

※自立度の判定にはⅠ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、Mと階級分けされており、Ⅱa～M が認知症罹患者と判定される。

(8)社会資源の状況

①自治会数・加入率

自治会数は平成 31 年度/令和元年度に 147 自治会と1自治会増えましたが、令和2年度には 146 自治会となっています。

自治会加入世帯率は平成 27 年度の 67.31%から徐々に減少を続けており、令和2年度では 63.84%と 3.47 ポイント減少しています。

■自治会数及び自治会加入世帯率の推移　　単位:自治会

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	令和2年度
自治会数	146	146	146	146	147	146
自治会加入世帯率	67.31%	66.67%	65.66%	64.67%	64.06%	63.84%

資料:東みよし町(各年度3月末、但し令和2年度は8月末)

②老人クラブ数・会員数

老人クラブ数は平成 30 年度にかけて 10 クラブありましたが、平成 31 年度/令和元年度より9クラブとなっています。

会員数は平成 27 年度の 752 人から徐々に減少を続けており、令和2年度では 622 人と 130 人減少しています。

■老人クラブ数及び会員数の推移　　単位:クラブ、人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	令和2年度
老人クラブ数	10	10	10	10	9	9
会員数	752	718	695	662	635	622

資料:東みよし町(各年度3月末、但し令和2年度は9月末)

③シルバー人材センター登録者数

シルバー人材センター登録者数は 90 人前後で推移していましたが、平成 31 年度/令和元年度は 102 人と大きく増加しています。令和2年度はわずかに減少し、96 人となっています。

■シルバー人材センターへの登録者数の推移　　単位:人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	令和2年度
登録者数	95	88	95	93	102	96

資料:東みよし町(各年度3月末、但し令和2年度は9月末)

④民生委員・児童委員の活動日数・委員数

民生委員・児童委員の活動日数は平成 27 年度の 1,516 日から増加傾向で推移しており、平成 31 年度/令和元年度は 2,217 日と 701 日増加しています。また、令和2年度は 2,400 日の見込みとなっています。

民生委員・児童委員数は 40 人のまま横ばいで推移しています。

■民生委員・児童委員の活動日数・委員数の推移　　単位：日、人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	令和２年度
活動日数	1,516	1,698	1,625	1,891	2,217	2,400
民生委員・児童委員数	40	40	40	40	40	40

資料：東みよし町（各年度3月末、但し令和2年度は見込値）

⑤ボランティア登録件数

ボランティア団体登録件数は平成 27 年度より1団体ずつ増加して平成 29 年度には 12 団体となりましたが、平成 30 年度に 11 団体に減少し、令和2年度まで横ばいで推移しています。また、人数は 300 人前後で増減を繰り返しながら微増傾向で推移しています。

個人登録数は 15～19 人で推移しています。

■ボランティア登録件数の推移　　単位：団体、人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	令和2年度
団体登録数	団体	10	11	12	11	11	11
	人数	293	280	299	360	353	322
個人登録数		17	16	15	19	19	16

資料：東みよし町（各年度3月末、但し令和2年度は9月末）

⑥生涯学習・スポーツ教室

生涯学習の教室数は増加傾向となっており、平成 31 年度/令和元年度は 156 教室となっています。

参加延人数も増加傾向で推移しており、平成 27 年度の 3,072 人から、平成 31 年度/令和元年度の 3,812 人と4年間で延 740 人増加しています。

スポーツ教室は平成 30 年度まで 11 教室でしたが、平成 31 年度/令和元年度は1教室増えて 12 教室となっています。参加延人数は平成 30 年度に大幅に減少し、平成 31 年度/令和元年度は 615 人となっています。

■生涯学習・スポーツ教室の推移　　単位：教室、人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
生涯学習	教室数	126	134	137	147	156
	参加延人数	3,072	3,230	3,415	3,705	3,812
スポーツ教室	教室数	11	11	11	11	12
	参加延人数	869	878	873	682	615

資料：東みよし町（各年度3月末）

⑦図書貸し出し冊数

本町の一人当たりの図書貸し出し冊数は、1.0 冊/人と県内で 17 位となっています。徳島県平均は 5.2 冊/人となっており、県内1位は海陽町で 9.7 冊/人となっています。

■一人当たりの図書貸し出し冊数

東みよし町	徳島県
1.0 冊/人	5.2 冊/人

■一人当たりの図書貸し出し冊数上位5自治体

順位	自治体名	貸し出し冊数
1位	海陽町	9.7 冊/人
2位	阿南市	8.8 冊/人
3位	牟岐町	8.3 冊/人
4位	松茂町	7.9 冊/人
5位	阿波市	7.3 冊/人
⋮	⋮	⋮
17 位	東みよし町	1.0 冊/人

資料：「四国の公共図書館」四国公共図書館連絡協議会（平成 29 年）

2. 団体ヒアリングの結果

(1)団体ヒアリングの概要

①調査の目的

団体ヒアリングは、本町の地域福祉の現状と課題をより詳細に把握するため、各種福祉事業に関する取組を実施または支援する団体等を対象に実施しました。

②実施方法及び実施日程

◆実施方法

調査票に基づく意識調査

◆実施日程

意識調査　：令和2年8月 24 日(月)～9月 11 日(金)

実施団体数：21 団体(公共施設、社会福祉法人、その他地域福祉に関する地域貢献活動を実施している団体・事業所等に配布し、17 団体から回答が得られました。)

(2)団体ヒアリング結果

①活動を行う上で交流や連携、協力関係のある団体や機関

活動を行う上で交流や連携、協力関係のある団体や機関は、「小・中学校」が 82.4%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が 76.5%、「ボランティア団体」が 64.7%となっています。

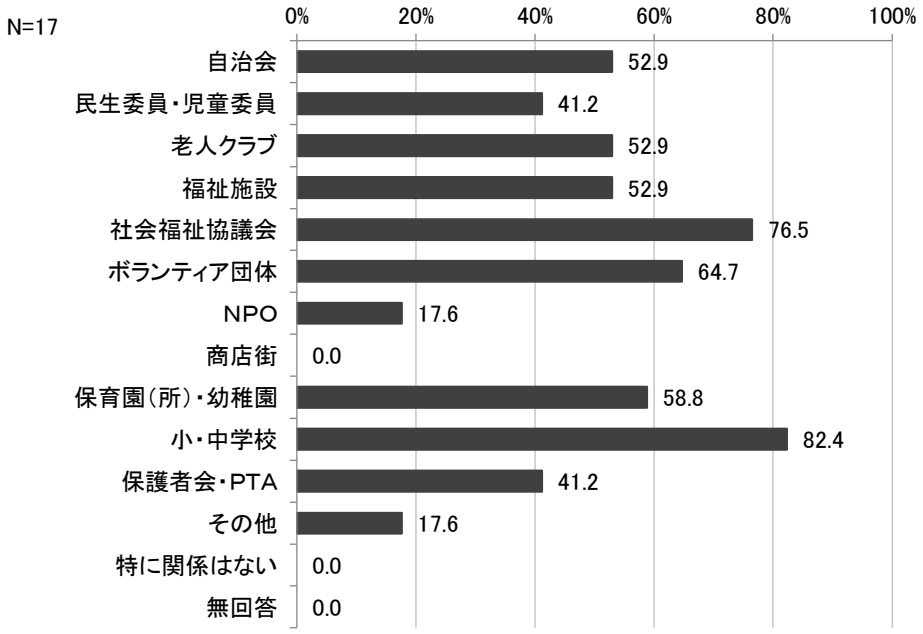

②活動を行う上で困っていること

活動を行う上で困っていることは、「活動のマンネリ化」が58.8%と最も高く、次いで「新しいメンバーが入らない」「他の団体と交流する機会が乏しい」がともに52.9%となっています。

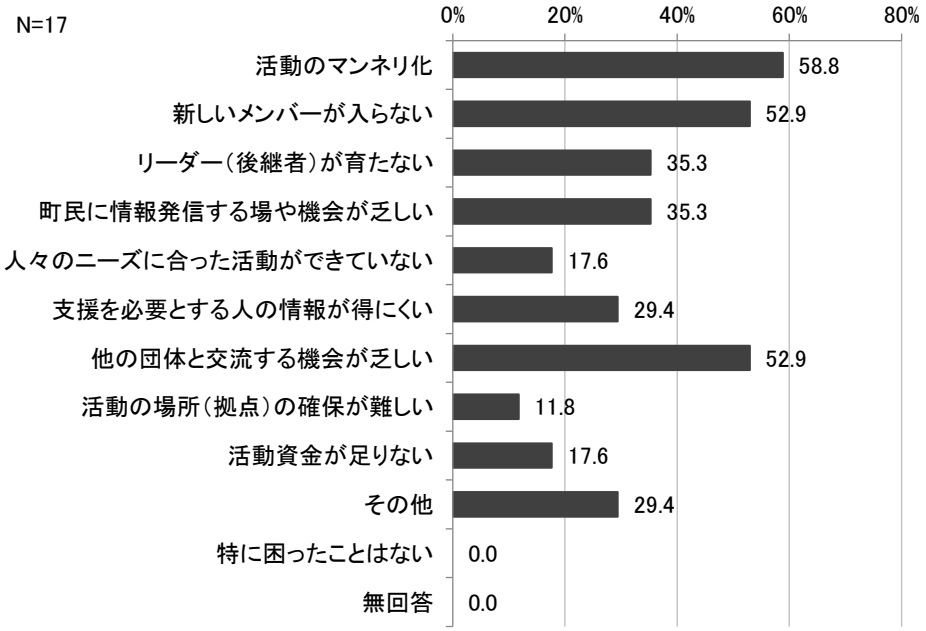

③団体の活動情報の発信方法

活動情報の発信方法は、「町や社会福祉協議会の広報紙」「ホームページ・SNS」「メンバーなどによる口コミ」がそれぞれ41.2%となっています。

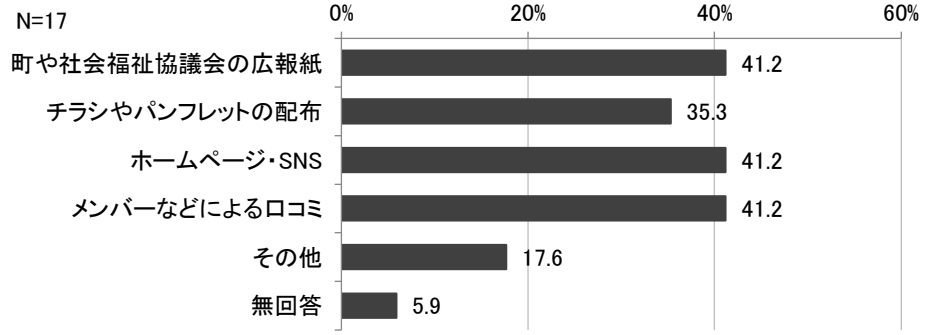

④地域における福祉に対する意識について

地域における福祉に対する意識は、「どちらかといえば高まっている」が58.8%となっています。

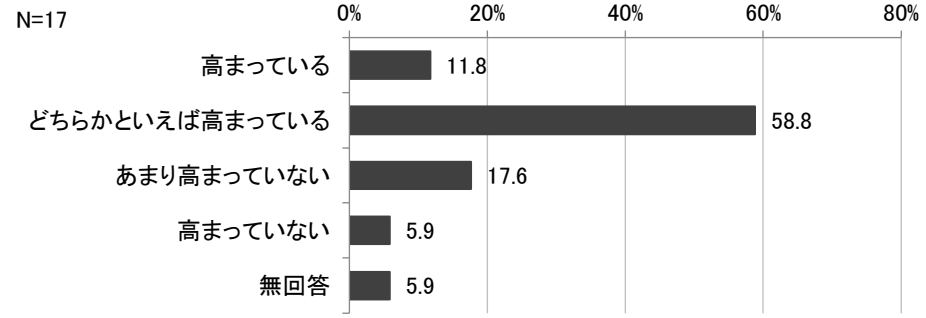

⑤活動をしていく上で町に望むこと

活動をしていく上で町に望むことは、「活動上必要な情報の提供」が 41.2%と最も高く、次いで「団体や活動についての PR」「活動場所の提供」「会員募集の支援」「他団体とのネットワーク化」がそれぞれ35.3%となっています。

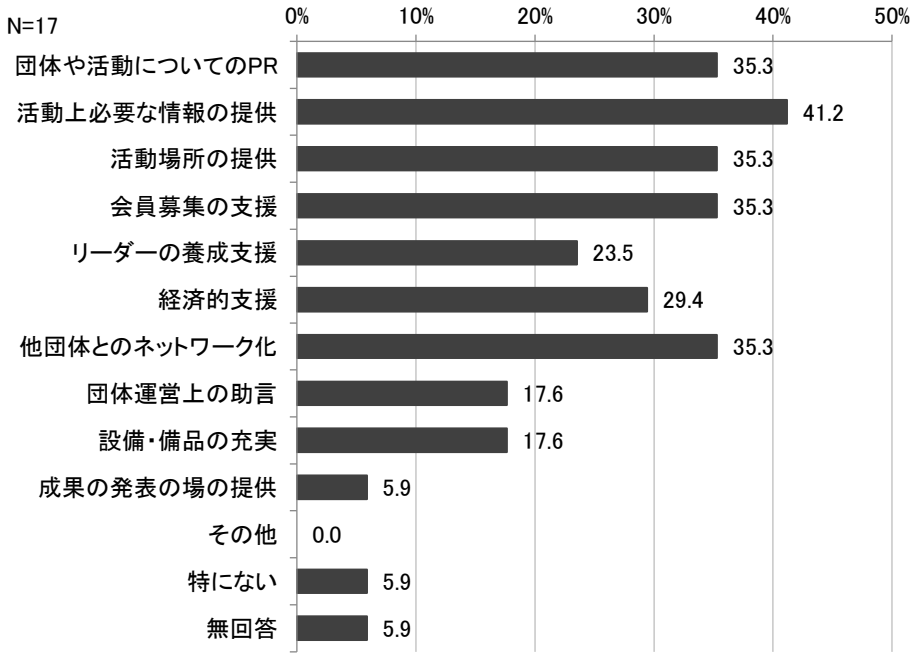

3. 今後の方向性

(1)高齢化に伴う地域福祉の担い手の確保と育成

我が国においては人生 100 年時代に対応した社会の構築を目指しており、高齢者から若者までのすべての方に活躍の場があり、元気に活躍し続けることができる社会をつくることが重要となっています。そのような中、令和7年には団塊の世代が後期高齢者となる、いわゆる「2025 年問題」が控えており、今後さらに進展する高齢化に伴って支援を必要とする人はますます増えていくことが見込まれます。

また、人口減少・過疎化の進行は地域の福祉を支える人材の減少を招き、より一層住民が主体的に地域の中で助け合い、支え合うことが求められます。

一人ひとりが福祉課題を「我が事」としてとらえ、互いに支え合うことを意識して、住民ができることと専門職にしかできないことの役割を分担し、地域福祉を地域ぐるみで支えることが重要となります。

福祉教育やボランティアイベント等を通して、年代や個々の希望に応じた意識啓発や参加促進を行い、地域福祉に参画する初めの一歩のハードルを下げるとともに、これまでに参画した方や団体の活動が持続できるよう支援します。

(2)支援を必要とする人の増加と地域課題の多様化への対応

地域の状況が変化している中で、生きづらさ・生活のしづらさを抱えながらも、制度の狭間に置かれているために支援を受けられない方が存在していることや、問題が複雑化し、各種支援制度の領域を超えて課題解決に臨まなければならない事案も増えてきていることが課題となっています。

本町においては、地域包括ケアシステムを深化・推進させてきたことで、保健・医療・福祉・介護等の各種専門機関の連携を強化するとともに、さらに子ども・子育てに関わる機関と職員、事業者をも含めた、全世代対応型の地域包括ケアシステムの構築を目指し、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を整備してきました。引き続き、多業種・専門職員が連携の強化・見直しを図り、生活困窮者をはじめ、様々な複合的な課題を抱える人を支えることができる仕組みを強化することが重要となります。

また、支援を必要とする人が必要な支援を円滑に受けることができるよう、各種支援制度や相談窓口の周知を徹底するとともに、民生委員・児童委員をはじめとする地域の方々と支援が必要な人を把握し、地域の実情に即した福祉の充実を推進します。

(3)地域資源の把握と地域力の強化

地域によって、人口や高齢化率、地域資源が異なる中で、地域の課題に対応することが求められています。地域課題を解決するにあたり、地域福祉の担い手や団体のネットワーク化を促し、互いの取組を共有・協力できる関係づくりの支援が重要となります。

また、既存の団体等への加入が伸び悩む状況下において、加入する意義を伝えるとともに、より加入しやすいシステムを検討することが求められています。

多機関協働によるネットワークの形成や支援チームの編成にあたっては、協働の中核的役割を担う機関が重要です。地域の実情や課題ごとに適切な機関が対応できるよう協議するとともに、住民に身近な圏域で取組を推進し、地域住民が主体的に地域課題を把握し、解決につなげることができる環境を整備します。

第3章　計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

これまで、本町では“支え合い絆を深める福祉のまち「東みよし町」”を基本理念として、人口減少や少子高齢化が進み、地域の抱える課題が多様化する中で、互いに支え助け合う関係を築き、住みやすいまちづくりの推進を図ってきました。

昨今、全国的に起こっている大規模災害や新型感染症の流行等がみられる中において、今後はこれまでのつながりに加えて、新たな支え合いの絆を構築することが必要となっており、行政や社会福祉協議会、地域、各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者などが一体となって、支え合い・助け合いのまちづくりに取り組むことが求められています。

豊かな自然、歴史・文化を育んできた本町に、いつまでも安心して、自分らしく住み続けることは、多くの住民の願いであるといえます。その願いを実現するために、近年では地域のつながりや支え合いは、より一層重要なものとなっています。

本計画においては、さらなる地域福祉推進に向けて、第2期計画からの基本理念を継承し、地域福祉に携わる人や関係団体、行政などの連携を強めながら、誰もが幸せを感じることのできる地域社会を目指します。

支え合い絆を深める福祉のまち

「東みよし町」

2. 計画推進の3つの視点

本計画を推進するため、第2章で掲げた今後の方向性を踏まえ、次の通り3つの視点を定めます。

心づくり
人づくり

(1)子どもも大人も福祉を学び、実践の土壌をつくります

方向性1　高齢化に伴う地域福祉の担い手の確保と育成

▶ 高齢化や人口減少を受けて、地域福祉の「担い手」は減少している一方で、福祉ニーズは増加・多様化しています。子どもも大人も、年齢に関係なく福祉についての意識を高め、地域福祉実践のきっかけをつくります。

場づくり

(2)地域福祉を進める活動の主体を支えます

方向性2　支援を必要とする人の増加と地域課題の多様化への対応

▶ 複雑多様化する地域課題や個人が抱える課題に対して、適切なサービスを迅速に提供することができるよう、地域福祉活動を支える団体等への支援体制の充実と新たな担い手の参画を推進します。

まちづくり

(3)地域のつながりを強化し、住民活動の活性化を支援します

方向性3　地域資源の把握と地域力の強化

▶ 町や社会福祉協議会が主体となって、地域資源を把握し、住みよいまちづくりの基盤を整備するとともに、地域の「交流」や「つながり」を強固なものとし、住民に地域福祉に関する知識や興味を持っていただくきっかけづくりを行いながら、福祉活動に参加する人を増やします。

3. 基本目標

基本目標1　地域を支える人づくり

地域住民の福祉意識の醸成、地域間のつながり・相互扶助意識の強化を目的として、各種広報媒体による啓発や福祉教育の推進等の施策を展開します。

地域福祉推進の基盤を整備するためにも、新たな担い手の育成を進めるとともに、ボランティア団体や民生委員・児童委員といった活動主体者への支援を行います。

（１）地域福祉の意識醸成
（２）活動の担い手の育成
（３）福祉を進める活動主体への支援

基本目標2　安心して暮らせる地域づくり

身近な地域で住民同士が交流できる機会・場の提供を図ります。

高齢者福祉、子ども・子育て、障がい福祉分野等において、多様な主体によるサービス提供の基盤づくりを進め、地域共生社会の実現に向けたソフト・ハード両面のバリアフリー化を図ります。

地域の情報を関係機関で共有し、連携しながら解決できる小地域福祉活動推進の基盤をつくります。

（１）住民が活動・交流できる場の提供
（２）多様な主体の参画促進
（３）小地域福祉活動の推進
（４）防災・防犯対策の推進

基本目標3　地域福祉の充実

生活困窮者に対する自立支援や認知症の人に対する支援等をはじめ、困難を抱えた人への支援を行うとともに、支援を必要としている人を早期に発見し、適切な支援につなぐことができるよう、サービスの拡充や相談支援・情報提供体制の強化を図ります。

また、権利擁護に関する施策や地域防災体制の強化、見守り体制の強化等により、安心・安全な地域づくりを進めます。

（１）共生社会の実現に向けた取組の充実
（２）必要な支援を必要な人に届けるための体制の充実
（３）権利擁護対策の推進

4. 施策体系

基本理念

支え合い絆を深める福祉のまち「東みよし町」

3つの視点

(1)子どもも大人も福祉を学び、実践の土壌をつくります(心づくり　人づくり)
(2)地域福祉を進める活動の主体を支えます(場づくり)
(3)地域のつながりを強化し、住民活動の活性化を支援します(まちづくり)

基本目標	施策
基本目標1 地域を支える人づくり	1. 地域福祉の意識醸成 2. 活動の担い手の育成 3. 福祉を進める活動主体への支援
基本目標2 安心して暮らせる地域づくり	1. 住民が活動・交流できる場の提供 2. 多様な主体の参画促進 3. 小地域福祉活動の推進 4. 防災・防犯対策の推進
基本目標3 地域福祉の充実	1. 共生社会の実現に向けた取組の充実 2. 必要な支援を必要な人に届けるための体制の充実 3. 権利擁護対策の推進

【取組の考え方】

計画に記載する施策と取組については、第2期計画の内容を引き継ぎながら、ヒアリングによる聴き取り調査や社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を踏まえてとりまとめています。

◆役割を担う構成するすべての定義

住民一人ひとり	家族・家庭を中心とし、地域で生活するすべての人を言います。
地域	自治会、老人クラブ、婦人会、民生委員・児童委員等の地域で活動する組織・団体を言います。
福祉関係者	福祉サービスを提供する事業者やボランティア団体など福祉に関わる人や団体を言います。

第4章　地域福祉を推進する取組

1. 地域を支える人づくり

(1)地域福祉の意識醸成

〔現状と課題〕

社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定するにあたって実施された福祉のまちづくりに関するアンケート調査結果によると、福祉サービスを充実させていくうえで行政と町民の関係については『住民も役割を担うべき』(「行政に責任はあるが、手の届かない部分は町民が協力するべきである」「町民どうしで助けあい、手の届かない部分は行政が援助すべきである」「行政と町民が協力し合い、共に取り組むべきである」の合計)は8割以上となっています。

地域福祉の意識を醸成させていくことは、住民がどのような役割を担うことができるかを知り、行動につなげていくための一歩になります。

■福祉サービスを充実させていくうえで行政と町民はどうあるべきか

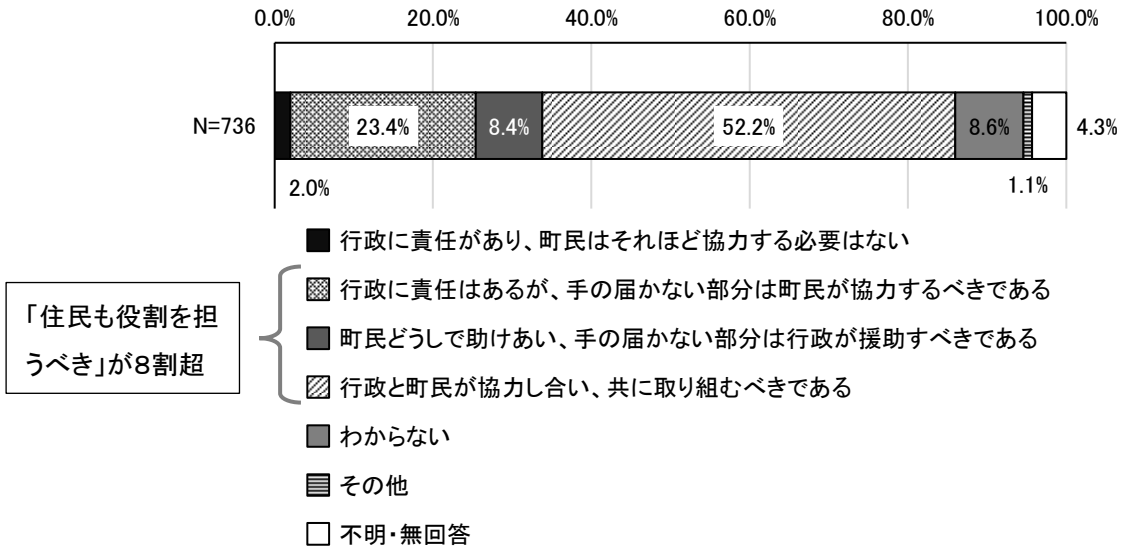

資料:福祉のまちづくりに関するアンケート調査結果より(令和2年8月調査)

〔施策の方向性〕

地域福祉は行政や社会福祉協議会、地域福祉を推進する各種団体、事業所、様々な主体が連携・協働しながら進めるものであり、その推進にあたっては地域の住民が主体となるものです。

地域の絆が弱まりつつある本町においては、地域福祉の理念の共有は必要不可欠であり、地域の住民同士が互いを思いやり、支え合うことのできる関係をつくることが重要です。年代を超えて地域福祉が誰にとっても身近なものであり、自分や地域にどのような役割が求められているか、住民一人ひとりが認識するきっかけをつくります。

〔5 年後の姿〕

○学校教育に福祉教育を授業として定着させる。

○福祉教育に関する研修や講習会の参加者が増加する。

○様々な人が交流できる機会が増加する。

■自助・互助・共助の取組

自助・互助	住民一人ひとり	・家族や仲間同士で、福祉について話し合う機会をつくりましょう。 ・行政や社会福祉協議会、各種団体等が発信する情報に理解を深めましょう。 ・行政や社会福祉協議会など、あらゆる関係機関が協働し、開催する福祉講座等へ積極的に参加しましょう。 ・家庭教育の重要性を理解し、家庭内でも福祉についての課題を話し合いましょう。
互助・共助	地域 福祉関係者	・団体の活動内容について、広く周知を図ります。 ・行事やイベントについての呼びかけや情報周知を図ります。 ・活動状況を機関誌やホームページ等で紹介するなどの情報発信を継続し、住民への理解促進と参加を呼びかけます。 ・地域組織・団体内での活動や、地域行事、イベント等において、地域の人と交流できる機会をつくり、様々な人の参加を促します。 ・活動や他団体との連携を通じて、福祉学習を推進します。 ・福祉に関する教育の実施を検討します。

■公助の取組

行政

◆具体的施策１　広報誌、ホームページを通した地域福祉の情報発信

●地域福祉の重要性について、広報誌やホームページにおいて周知・啓発を図ります。

◆具体的施策２　福祉教育の推進

●児童・生徒が福祉に関心を持つきっかけとして、学校と社会福祉協議会、福祉事業所、家庭、地域等との連携を強化し、実践的な福祉教育を推進します。

◆具体的施策３　多世代交流の機会の充実

●イベント等を通じて、高齢者、児童やその保護者など、様々な人の交流の機会を創出します。

社会福祉協議会

◆具体的施策１　社協だより、ホームページ等による情報発信

●社協だよりやホームページによる福祉情報の発信を引き続き行います。
●見やすく、魅力のある社協だよりに向けて、検討を重ねるとともに、作成時において様々な活動団体へ取材やインタビューを行い、福祉活動を発信できる社協だよりを目指します。

◆具体的施策２　福祉イベントを通じた地域福祉情報の発信

●社会福祉協議会が主催する社会福祉大会を通し、地域福祉の現状と課題について話し合い、誰もが参加・協働できる「支え愛」の地域づくりに引き続き取り組むとともに、福祉関係者、関係機関、地域活動団体等との連携強化、協働の推進により、住民へ福祉意識の啓発、交流の場の提供、ボランティア活動や福祉活動の理解、参加の促進を図ります。

地域包括支援センター

◆具体的施策１　広報・啓発活動の推進

●地域包括支援センターからの広報の配布や出前講座、サポーター養成講座、関係機関との会議への参加、イベントでの相談コーナー等の設置により、啓発活動や情報提供を行います。

（2）活動の担い手の育成

〔現状と課題〕

アンケート調査結果によると、24.3％の方が既にボランティア活動に参加しており、条件付きではあるものの、「参加したい」がおよそ 27％となっており、地域活動の担い手の育成に向けた伸びしろがあることがうかがえます。

一方、日常生活で忙しいことや年齢・健康上の理由によりボランティア活動や地域活動に参加できないという意見がみられます。

■ボランティア活動についてどう思うか

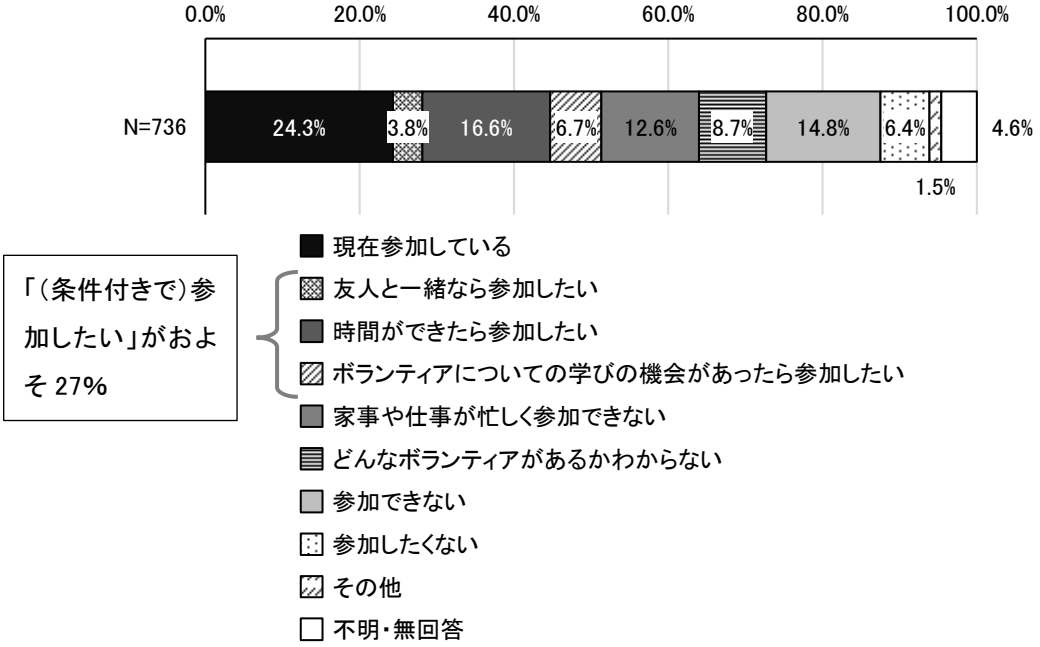

資料：福祉のまちづくりに関するアンケート調査結果より（令和2年8月調査）

〔施策の方向性〕

一般的に地域福祉活動の担い手となりづらい 65 歳未満の世代であっても、きっかけや活動の内容によっては地域の担い手として活躍できる可能性があります。必要とされている多様な支援の在り方を共有し、様々な機会を通してボランティア活動や地域活動への参加を促進します。

〔5 年後の姿〕

○地域で活躍する人が増え、地域福祉活動に参加する人が増加する。

○地域を支えるためのボランティアが増加する。

■自助・互助・共助の取組

自助・互助	住民一人ひとり	・地域で気の合う仲間同士で気軽にできる範囲の活動を実践しましょう。 ・ボランティア活動への理解を深めるとともに、ボランティアの体験学習や養成講座に参加してみましょう。
互助・共助	地域	・地域行事でボランティアを募るなど、ボランティアが活動できる場をつくります。
	福祉関係者	・ボランティアの研修や認知症サポーター養成講座などを開催し、ボランティアの育成に努めます。 ・ボランティア同士の交流を深め、連携を強化します。

■公助の取組

行政

◆具体的施策１　地域組織への加入促進

●自治会をはじめとする地域組織への加入について、チラシの作成や新規転入者への案内を行い、地域組織に加入するよう促進します。

◆具体的施策２　高齢者の生きがいづくり、就労支援

●生涯学習教室を充実するとともに、地域との協働による様々な学習・体験活動を実施します。

◆具体的施策３　子どもの学びの機会の充実

●町が主催する行事等でのボランティア活動において、児童・生徒の参加を促進します。

社会福祉協議会

◆具体的施策１　地域づくりを通じた顔の見える関係づくり

●町や地域包括支援センターと連携し、地域をベースにいきいきサロン等のサポートを行う中で、顔の見える関係づくりを推進します。

●新しい生活様式を取り入れた住民座談会を開催し、地域課題の可視化、話し合える場所づくりを推進します。

◆具体的施策２　生活支援コーディネーターの配置と養成

●令和2年度に配置した生活支援コーディネーターが中心となり、支援を必要としている人と、適切なサービスや能力のある人材、専門機関等とをつなぎ、安心して生活できる環境づくりを図ります。

◆具体的施策３　子どもの学びの機会の充実

●福祉施設や障害者団体、ボランティア団体とともに、子どもが関わることができる福祉活動の充実を図り、地域福祉の心を育む機会の充実を推進します。

◆具体的施策４　地域におけるリーダーの育成

●リーダーの育成に加え、各団体等の会員拡大のため、活動の周知を支援します。

●児童・生徒向けのボランティア教室において、外部講師の養成等、職員の資質向上に努めます。

地域包括支援センター

◆具体的施策１　福祉を学ぶ、考える機会づくり

●児童・生徒を対象にした認知症サポーター養成講座を開催し、義務教育の課程から福祉に対する関心と理解が得られるよう取り組みます。また、事業所や団体などにも受講対象を広げ、幅広い年齢層へのアプローチを行います。

●認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ研修を行い、サポーターとしての活動を前進させ、サポーター同士の連携を図り、認知症の人や家族に対する支援ができる体制づくりに取り組みます。

（3）福祉を進める活動主体への支援

〔現状と課題〕

地域活動を実施している団体へのヒアリングの結果によると、「活動のマンネリ化」や「新しいメンバーが入らない」、「他の団体と交流する機会が乏しい」といった回答が多くなっています。

活動を継続するにあたって、団体間の情報交換等を通して、それぞれの活動意義の再認識する機会や活動への意欲を高める機会を設けることが重要となります。

■活動を行う上で困っていること

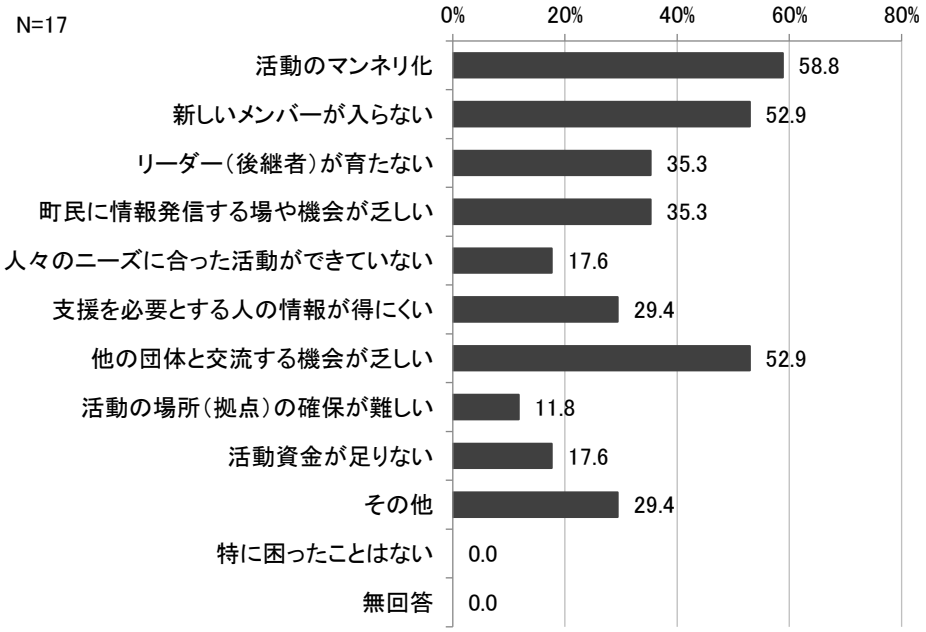

資料：団体ヒアリング（P.22 より再掲）

〔施策の方向性〕

民生委員・児童委員や町内会等の地域組織、ボランティア団体等が様々な活動を通して、福祉活動を推進しています。少子高齢化や過疎化、ライフスタイルの多様化によって、支援を必要とする人が増加している一方で、支える担い手が増えずに、一部の活動主体者に負担がかかっている現状があります。

福祉を進める活動主体に対して、活動を継続しやすい環境づくりを進めるとともに、団体間の交流促進を図り、情報交換や互いに協力関係を構築できる機会づくりを行います。

〔5 年後の姿〕

○自治会、PTA、老人クラブ、婦人会、ボランティア等の会員数が増加する。

○事業所・関係団体など情報を共有できる場ができている。

■自助・互助・共助の取組

自助・互助	住民一人ひとり	・住民の最も身近な相談役である民生委員・児童委員の役割、活動内容について理解を深めましょう。
互助・共助	活動団体	・他団体と合同研修会を実施するなど、連携と情報共有体制を強化し、活動の内容を充実させましょう。

■公助の取組

行政

◆具体的施策１　ボランティア・協働意識の醸成

●ボランティア講習会や出前講座等を通して、ボランティア活動等への参加促進を図るとともに、新たな活動を始めるきっかけづくりを支援します。

◆具体的施策２　民生委員・児童委員活動への支援

●福祉制度の研修を行い、地域福祉の課題解決に向けて、連携・協力体制の強化を図ります。

●徳島県社会福祉協議会が主催する研修会への参加を呼びかけます。

社会福祉協議会

◆具体的施策１　ボランティアセンターの運営

●ボランティア連絡協議会を中心に、ボランティア団体相互の連携を図るとともに、活動における課題の共有や今後の方向性について検討します。

◆具体的施策２　ボランティア団体への支援

●ボランティア団体の活動を促進し、活動機会の充実やボランティア参加者数の増加を支援します。

◆具体的施策３　赤い羽根共同募金助成事業の推進

●赤い羽根共同募金助成事業を通じて、地域活動を行う団体等への支援や新たに活動するきっかけづくりを図るとともに、活動意欲の高揚に努めます。

地域包括支援センター

◆具体的施策１　ボランティア・団体等の活動支援の推進

●介護予防サポーター養成講座を開催し、介護予防の知識の普及や高齢者への声かけ・見守り活動等へのボランティア活動に取り組むきっかけづくりや人材育成を目的に実施します。

●老人クラブや民生委員児童委員協議会、障がい関係事業所等関係機関と連携し、地域づくりが推進できるように、関係機関の活動支援を充実します。

●地域のニーズを抽出し、生活支援コーディネーターや社会福祉協議会のボランティア担当者と連携し、ボランティアとしての活動が根付く取組を推進します。

2. 安心して暮らせる地域づくり

(1)住民が活動・交流できる場の提供

〔現状と課題〕

アンケート調査結果によると、「昔ながらのお祭りや季節の行事の伝承」や「地域の防災力を高めるための訓練」「地域住民の健康を増進するための活動」「今のままでいい」が高い割合を占めており、「多世代での交流活動」については 15.4%と比較的低い割合となっています。

多世代間の交流は、子どもにとっては視野を広げ、思いやりの心を育み、礼節を学ぶことができ、高齢者にとっては、生きがいや社会的役割の再認識、脳の活性化につながります。多世代交流のための活動ニーズは低いものの、お祭りや行事の伝承においては、必然的に多世代が交流し、文化や風習を伝えていくことになります。また、地域力を高めるためには、年齢や性別に関係なく、地域住民同士が信頼し合うことが重要です。

■今後どのような地域活動があればよいと思うか

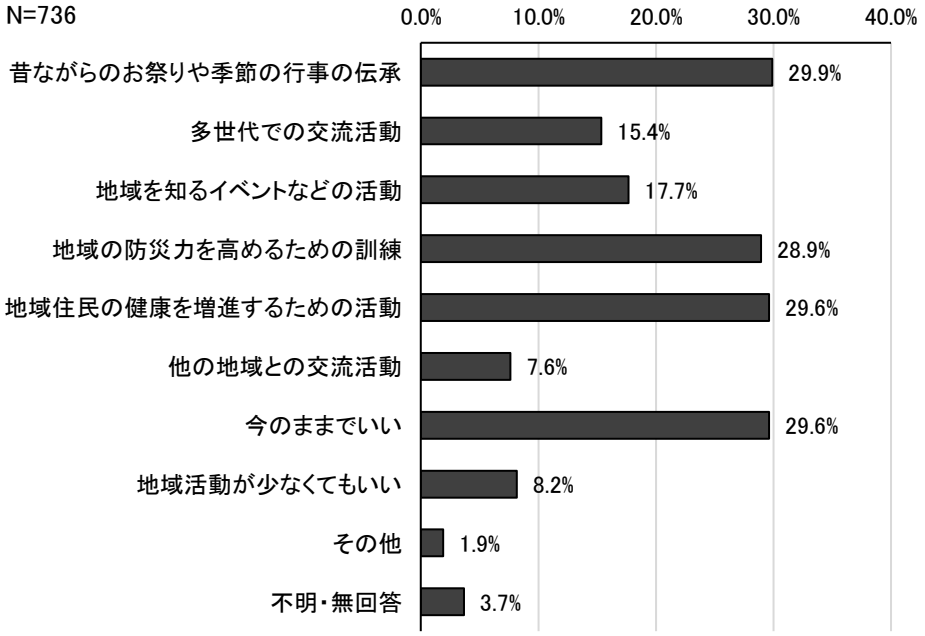

資料:福祉のまちづくりに関するアンケート調査結果より(令和2年8月調査)

〔施策の方向性〕

子どもたちが安心して遊び、健全に成長し、成長を見守ることができる居場所づくりや、子育てについての悩みを共有することができる場所、高齢者同士が集う場所など、ライフステージに対応した居場所づくりを推進します。

〔5 年後の姿〕

○多世代が交流し、支え合い、助け合う関係を築いている。

○率先して交流の場の運営を支援する住民が増えている。

■自助・互助・共助の取組

自助・互助	住民一人ひとり	・地域のサロン等に参加し、仲間づくりや交流を楽しみましょう。 ・サロン等の情報を周りの人に伝えて、「口コミ」で参加を呼びかけましょう。
互助・共助	活動団体	・子どもや若者、男性高齢者が参加しやすい企画等、年齢・性別に配慮した企画を考え、住民の方が参加しやすいイベントの開催を通して、交流の機会を設けましょう。

■公助の取組

行政

◆具体的施策１　高齢者の居場所づくり

●高齢者の生きがいづくりとして、活動の場、憩いの場を確保するとともに、利用の促進を図ります。
●地域における身近な高齢者の活動の場、交流の場を確保するため、社会福祉協議会と連携して、サロン活動に対して積極的に支援します。
●地域の公民館等において、いきいき百歳体操等の講師を派遣するなど、健康維持促進活動の推進を図ります。
●高齢者の社会参加や自立支援に結び付く事業を支援します。

◆具体的施策２　障がいのある人の居場所づくり

●障がいのある人本人やその家族が情報を交換したり、息抜きができる場の創出を検討します。また、健常者と触れ合う機会をつくります。

◆具体的施策３　子育て家庭と子どもの居場所づくり

●子育て支援センターにおいて、親子の交流の場・相談支援・仲間づくりの場を提供します。
●放課後児童クラブ等の運営を支援し、子どもが安全で安心して遊び、成長することができる居場所づくりを推進します。

◆具体的施策４　多世代交流の機会の確保

●高齢者（いっぷく塾）や社会人・子どもたち（中学生及び小学校6年生）までを対象とした人権フェスタでの多世代交流を図ります。（年1回開催）
●放課後子ども教室を通して、高齢者と町内子どもたちとの交流を推進します。

社会福祉協議会

◆具体的施策１　高齢者の居場所づくり

●サロン事業の活動支援を通して、支え合い活動を推進します。

◆具体的施策２　子どもの居場所づくり

●「こども☆さろん」の拡充とファミリー・サポート・センターとの連携により、信頼できる支援員のもと、保護者が不在の時も子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを推進します。

地域包括支援センター

◆具体的施策１　地域における孤立化防止とつながり強化

●ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、老老介護世帯等への訪問や地域のサロン等への参加を通して、情報提供や相談、サービス利用の支援を充実します。

（2）多様な主体の参画促進

〔現状と課題〕

平成29年度より開始された介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、公的サービスの提供のみに依存せず、地域の創意工夫によるサービス提供体制を確立することを目的としています。

地域主体のサービス提供体制を構築することは、地域づくりを推進するプロセスそのものであり、地域の課題に対する理解と住民の積極的な参画が不可欠です。

〔施策の方向性〕

サービス提供事業所による既存サービスを拡充させるとともに、地域の理解のもと、NPO やボランティア団体等の参画を促進し、元気な高齢者を含めた新たな担い手づくりを推進します。

〔5 年後の姿〕

〇介護予防・健康づくりをきっかけとした地域活動が活発化しています。

■自助・互助・共助の取組

自助・互助	住民一人ひとり	・介護予防や健康づくりの活動に参加しましょう。 ・自分にできる生活支援はないか考えてみましょう。
互助・共助	地域 福祉関係者	・総合事業について理解し、各ボランティア団体や福祉関係者と連携して福祉サービスに参画してみましょう。

■公助の取組

行政

◆具体的施策１　高齢者福祉における総合事業の推進

●生活支援コーディネーターや地域包括支援センターと連携して、総合事業についての理解を深めます。
●ボランティア団体等に対し、総合事業への参入を促進します。

◆具体的施策２　外出支援の充実

●高齢者や障がいのある人に対するタクシー利用助成や移送サービスにより、社会参加や地域イベントへの参加手段の確保を図ります。

社会福祉協議会

◆具体的施策１　高齢者福祉における総合事業の推進

●関係機関と連携を図りながら、総合事業についての周知・広報を行います。
●生活支援コーディネーターを中心に、地域の支え合い活動をサポートしながら総合事業についての周知・広報を行います。

◆具体的施策２　移送サービスの実施

●一人での移動が困難な方に対して移送サービスを提供できるよう、サービスの担い手のボランティアの育成を行います。

地域包括支援センター

◆具体的施策１　ボランティア・団体等の活動支援の推進（再掲）

●介護予防サポーター養成講座を開催し、介護予防の知識の普及や高齢者への声かけ・見守り活動等へのボランティア活動に取り組むきっかけづくりや人材育成を目的に実施します。
●老人クラブや民生委員児童委員協議会、障がい関係事業所等関係機関と連携し、地域づくりが推進できるように、関係機関の活動支援を充実します。
●地域のニーズを抽出し、生活支援コーディネーターや社会福祉協議会のボランティア担当者と連携し、ボランティアとしての活動が根付く取組を推進します。

（3）小地域福祉活動の推進

〔現状と課題〕

アンケート調査報告によると、安心した地域生活を送るためには「住民相互の協力」が必要と回答した割合が 64.5%と最も高くなっており、住民同士の助け合いが必要という結果になっています。

過疎化や高齢化が進む中で、ますます地域力の強化が求められています。共生社会の理念のもと、互いに支え、支えられる関係の構築が重要となります。

■誰もが安心して地域で暮らしていくために必要と思われること

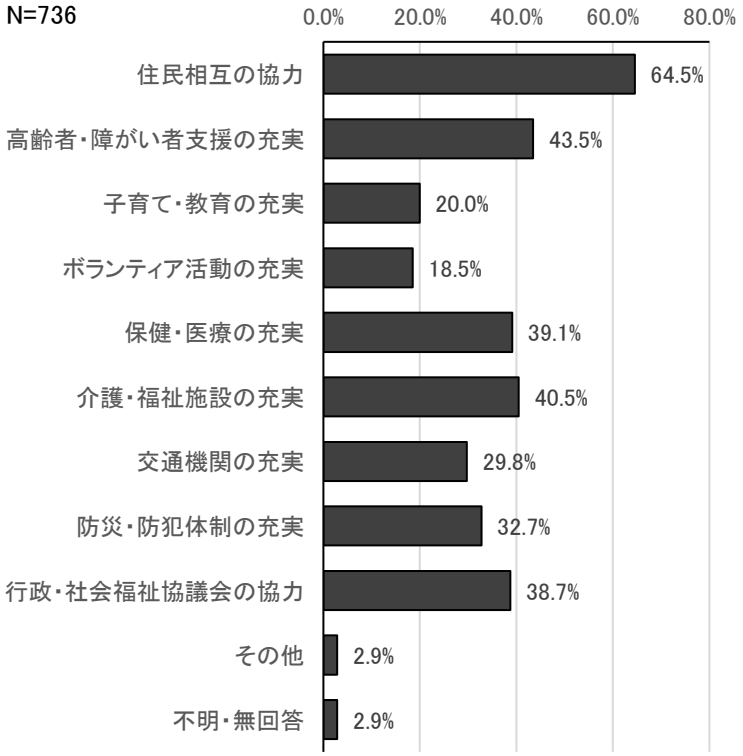

資料：福祉のまちづくりに関するアンケート調査結果より（令和2年8月調査）

〔施策の方向性〕

地域では様々な困りごとを抱えていても、困りごとが共有されずに抱え込んでしまっている現状がみられます。地域課題の収集やその対策の検討を進めるとともに、地域資源の把握と人的資源の確保を行います。

また、地域間ネットワークを強化し、身近な地域の範囲の中で関係機関が連携しながら地域課題解決の体制を構築できるよう、小地域福祉体制の基盤の充実を図ります。

〔5 年後の姿〕

○地域コミュニティ活動を促進し、地域力を向上します。

○地域課題を共有し、支援につなげるための関係機関との連携の場を充実させます。

■自助・互助・共助の取組

自助・互助	住民一人ひとり	・自分の困りごとを周囲に伝え、どのような支援が必要かを共有しましょう。 ・自分にできる生活支援を周りに伝えましょう。 ・地域福祉に関する研修や活動に参加し、リーダーなどの役割を積極的に努めましょう。
互助・共助	活動団体	・地域の中の課題を発見する力を育むとともに、関係機関との連携・協力により、課題解決に向けて取り組み、地域力の強化を目指しましょう。

■公助の取組

行政

◆具体的施策１　地域におけるリーダーの育成

●地域におけるコミュニティ活動の主体的・継続的な運営を支援するために、地域リーダーの育成を図ります。

◆具体的施策２　地域と連携した教育の推進

●地域とともにある学校づくりを推進するため、町内の小中学校でコミュニティ・スクールを通して、地域との連携強化を図ります。

社会福祉協議会

◆具体的施策１　コミュニティ活動の拠点整備

●いきいきサロン等の地域の居場所づくりの活動に向けて、拠点確保の支援を行います。

◆具体的施策２　地域におけるリーダーの育成（再掲）

●リーダーの育成に加え、各団体等の会員拡大のため、活動の周知を支援します。
●児童・生徒向けのボランティア教室において、外部講師の養成等、職員の資質向上に努めます。

（4）防災・防犯対策の推進

〔現状と課題〕

自主防災組織の活性化に向けて、自主防災組織連絡会を開き、取組内容の周知や意見交換を行っています。また、自主防災組織や自治会、婦人会や消防団、学校やPTAや長寿会など足代地域の各種団体で構成する「足代地域の防災を考える会」が主体となり学校と連携した防災訓練を実施しています。アンケート調査結果（38 ページ：「今後どのような地域活動があればよいと思うか」より）によると、「地域の防災力を高める訓練」も高い割合を占めており、引き続き防災訓練の実施が重要となります。

さらに、再犯者の割合が高くなっていることへの対策として、国が平成28年に「再犯防止推進法」を制定、翌年「再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止施策の推進に取り組んでいるところ、令和2年には「徳島県再犯防止推進計画」が策定され、市町村にも再犯防止対策の推進が求められています。

〔施策の方向性〕

緊急時における地域力の発揮に向けて、平常時から見守り・支え合いの体制づくりを実施します。

また、地域に住む一人ひとりが地域を支える担い手であることを認識し、見守り・安心・安全なまちづくりに参画できるよう、支援します。

さらに、再犯防止対策の推進として、本項目に再犯防止推進法第8条第1項に基づき、「再犯防止対策の推進」として「東みよし町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等の社会復帰を支援するなど再犯防止の推進に取り組み、地域住民が安全で安心して暮らせる社会の実現に努めます。

〔5 年後の姿〕

〇防災訓練に参加する住民の割合が高くなっています。

〇災害時要配慮者に対して、地域の理解と支援できる体制ができています。

■自助・互助・共助の取組

自助・互助	住民一人ひとり	・平時から食料や生活物資を備蓄し、近所の方とのあいさつなどを通して見守り合える関係をつくりましょう。 ・近所の高齢者や障がいのある人、乳幼児のいる家庭等を把握し、避難が必要な場合はどのような支援が必要かを話し合いましょう。
互助・共助	地域	・自主防災組織の構築を推進し、住み慣れた地域を自分たちで守ることができる体制をつくりましょう。

■公助の取組

行政

◆具体的施策１　避難行動要支援者の把握と支援体制の確立

●避難行動要支援者名簿を整備・更新し、常に活用できる状態を維持します。

◆具体的施策２　災害に備えた地域防災力の強化と体制の整備

●自主防災組織を担う人材の確保と育成、組織率の向上に向けた支援を行います。
●自主防災組織による防災訓練を支援し、防災力の向上に努めるとともに、訓練の場を通して、高齢者や乳幼児等の要配慮者への支援の方法を検討します。
●とくしまシェイクアウト等の避難訓練を常態化し、防災意識の向上を図ります。
●防災訓練を通して、自主防災組織や自治会、婦人会、消防団、学校、福祉施設等の各種団体と連携を図ります。

◆具体的施策３　災害に対する意識の醸成

●災害対応力の意識啓発を図る講座の開催等を通じて、災害時における自助・共助・公助の役割分担意識を醸成します。
●広報誌やホームページを通して、家具転倒防止や備蓄等の災害への備えの啓発を行い、平常時から災害対策を行うよう、促します。

◆具体的施策４　新型感染症等に対応した福祉サービスの提供

●東みよし町業務継続計画（BCP）新型インフルエンザ等対策編に基づき、感染症の発生段階に応じた適切な行動を取るとともに、住民やサービス提供事業者等に対して感染拡大防止のための情報を適切に共有します。

◆具体的施策５　防犯活動の推進

●地域の犯罪発生状況や対処方法の情報共有を行い、防犯意識向上を図るとともに、特殊詐欺等に対する防犯啓発を行います。

◆具体的施策６　再犯防止対策の推進（東みよし町再犯防止推進計画）

●更生保護サポートセンターや刑事司法機関、医療・福祉関係機関、就労支援機関等との連携のもと、必要な福祉サービスを円滑に提供し、安定した生活の実現に向けた支援を通して、再犯の防止につなげます。
●再犯防止対策に向けて、更生保護に携わる保護司や更生保護女性会等の活動を支援します。また、これらの活動等を広報誌やホームページに定期的に掲載することで、活動の啓発と理解促進を図ります。
●「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」等において、再犯防止に関する広報・啓発活動を実施し、地域住民への理解促進を図ります。

社会福祉協議会

◆具体的施策１　災害に備えた環境の整備

●「さんわ会」を継続開催し、防災マップや要支援者台帳掲載情報と関連付けた支え愛マップの作成、地域住民の共通理解による支援体制を構築します。

●災害時におけるボランティアの受け入れを円滑に行うため、災害ボランティアセンターの運営に向けた体制づくりを行います。

◆具体的施策２　地域住民による見守りの輪の充実

●サロン等の居場所づくり活動や認知症の啓発活動を通じて、見守りボランティアの活動につなげます。

地域包括支援センター

◆具体的施策１　災害時や緊急時の要支援者支援体制の整備

●災害や緊急時には行政や社会福祉協議会と連携しながら速やかに対応できるようにしていきます。地域からの総合相談や地域に出向くことで要支援者の実態把握に努めます。

3. 地域福祉の充実

(1)共生社会の実現に向けた取組の充実

〔現状と課題〕

「障害者差別解消法」や「認知症施策推進大綱」、「『我が事・丸ごと』地域共生社会」の理念に基づき、誰もが適切な配慮のもと、互いに支え合うことができる地域づくりが必要です。

生活保護に至る前の生活困窮者に対して支援を強化し、自立した生活を送ることができるよう、自立相談支援等を通してそれぞれの生活状況に応じた支援が必要となっています。

〔施策の方向性〕

地域共生社会の実現に向けて、誰もが地域社会に参加できる手段が確保されていることが重要です。複合的な課題を抱えている人に対して、適切な相談支援が行えるよう重層的な支援体制を構築するとともに、相談者の状況に応じた支援方法やネットワーク体制の整備を図ります。

〔5 年後の姿〕

○特別な支援を必要とする人への理解が進み、地域で支える体制が整っています。

■自助・互助・共助の取組

自助・互助	住民一人ひとり	・生活に困窮している人等、地域の中で困っている人を発見した場合は、地域の民生委員・児童委員等に知らせたり、専門的な相談窓口に相談しましょう。 ・生活に困窮している人、あるいは複合的な課題を抱えている家庭は、家庭内だけで抱え込まず、身近な人や専門的な相談窓口に相談しましょう。
互助・共助	地域	・特別な支援が必要な人に対して、理解と協力をしましょう。

■公助の取組

行政

◆具体的施策１　生活困窮者への支援

●生活困窮者の自立に向けて関係機関と連携し、総合的な支援体制を構築します。
●経済的に困窮している家庭について、関係各課や関係機関との連携により情報を共有し、効果的な支援につなげます。
●生活困窮家庭の子どもに対する学習支援を行います。

◆具体的施策２　認知症高齢者の支援の担い手の育成

●地域包括支援センターや福祉事業所等と連携し、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症高齢者の支援の担い手を育成します。

◆具体的施策３　合理的配慮の推進

●全庁的に障がいのある人に対する合理的配慮の提供を推進します。
●事業所や施設に対して、合理的配慮や差別的取扱いについての事例等を紹介します。

◆具体的施策４　バリアフリー化の推進

●公共施設、交通機関、道路等の改修に合わせてバリアフリー化を推進するとともに、ホームページ等において、読み上げサービスや文字拡大サービス等を導入し、情報のバリアフリー化を推進します。

社会福祉協議会

◆具体的施策１　生活困窮者への支援

●生活困窮者の自立に向けて、生活困窮者自立支援相談事業を通して、相談及び自立支援を行います。

●生活困窮に関する相談者が複合的な課題を抱えている場合、相談者の状況に応じた支援が行えるよう、関係機関とのネットワークづくりを行います。

地域包括支援センター

◆具体的施策１　福祉を学ぶ、考える機会づくり

●児童・生徒を対象にした認知症サポーター養成講座や福祉講座を開催し、義務教育の課程から福祉に対する関心と理解が得られるよう取り組みます。

●出前講座やイベントを通じて、福祉に関する情報提供や啓発活動を行います。

◆具体的施策２　認知症高齢者の支援の担い手の育成

●町や福祉事業所等と連携し、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症高齢者の支援の担い手を育成します。

（2）必要な支援を必要な人に届けるための体制の充実

〔現状と課題〕

本町においては、各種福祉サービスの充実を図ってきましたが、「高齢者福祉サービス」「子育て・児童福祉サービス」「障害福祉サービス」に不足を感じている割合が高くなっています。

不安や悩みを抱えていている人が、どのような支援が必要かを助言できるよう、相談支援サービスの充実を図ることが重要です。

■どのような福祉サービスが不足していると思うか

（福祉サービスが「あまり充実していない」または「充実していない」と回答した方）

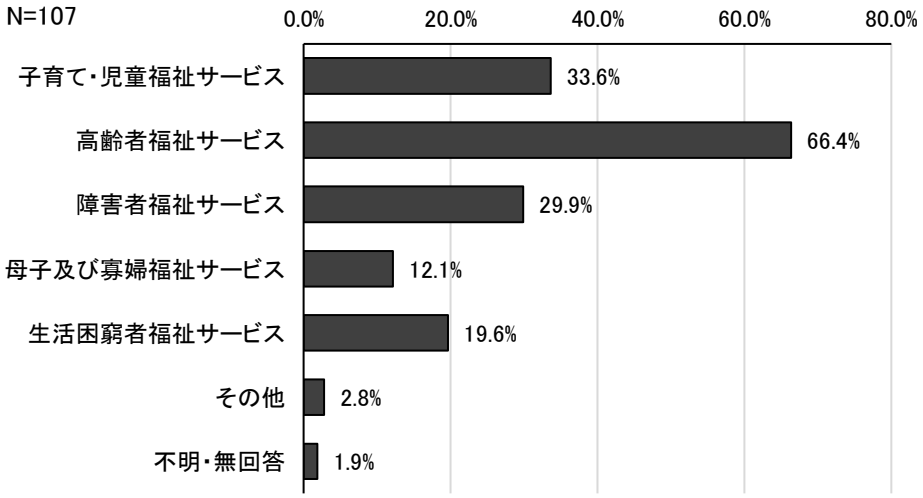

資料：福祉のまちづくりに関するアンケート調査結果より（令和2年8月調査）

※上記調査の回答者のうち、およそ7割が高齢者であるため、高齢者福祉サービスに偏りがあることに注意

〔施策の方向性〕

国においては「我が事・丸ごと」の共生社会の構築に向けて、市町村における包括的な相談支援体制の推進を掲げています。関係機関と連携を強化し、ワンストップで相談対応ができるよう、体制の構築を図ります。

必要な支援を必要な人に届けるためには、相談対応力の強化に加え、情報発信が重要となります。職員の専門性向上のための研修への参加促進と各種取組の周知啓発に努めます。

〔5 年後の姿〕

○相談できる場所、相談できる人が充実し、不安を抱える人が減少しています。

○福祉サービスを必要とする人に情報がいきわたっています。

■自助・互助・共助の取組

自助・互助	住民一人ひとり	・悩みや不安は、一人で抱え込まずに、身近な人に相談しよう。 ・身近な人の相談相手になりましょう。 ・自分の家族、身近な人で解決できない困りごとは、専門的な相談窓口を利用しましょう。
互助・共助	福祉関係者	・地域の困りごとの相談を受けるとともに、必要な関係機関につなげましょう。 ・適切なサービスの提供ができるよう、専門知識の習得や能力の向上に努めましょう。

■公助の取組

行政

◆具体的施策１　相談支援の充実

●地域包括支援センター等において、相談支援を実施します。

●民生委員・児童委員をはじめ、地域で相談活動を行う関係団体等との連携を強化するとともに、研修への参加や各種情報提供を実施します。また、母子保健、成人保健を通じた情報提供の充実とともに地域子育て支援センター等の専門機関との連携による相談を充実します。

◆具体的施策２　福祉サービスに関わる職員の資質向上

●総合的な相談支援が実施できるよう、専門職員の確保や職員のスキルアップを図ります。

●各種サービス提供事業者に対し、研修への参加を促し、専門性の向上を図るとともに、定期的に実地指導を行うことで、質の確保を図ります。

◆具体的施策３　ケースケア会議の開催

●町単独で解決できないケースや複合的な課題等に対応するため、ケースケア会議を開催し、関係機関との連携、情報共有体制を強化します。

◆具体的施策４　福祉サービスに関する情報発信

●町内事業所の情報について、広報誌やホームページ等の媒体で発信するとともに、相談窓口や各種専門職員から支援を必要とする人に情報が伝わるよう、情報の共有・発信を強化します。

社会福祉協議会

◆具体的施策１　相談支援体制の強化

●生活福祉資金、日常生活自立支援事業、くらしサポートセンター、居住支援事業などが連携し、一体となった相談体制を構築します。

●住民のあらゆる生活課題に対応するため、各種専門機関との連携を強化し、横断的な個別相談支援体制の充実や地域資源の開発に向けた連携体制の強化を図ります。

◆具体的施策２　福祉サービスに関する情報発信

●社協だよりやホームページにおいて、福祉情報を継続して発信します。

◆具体的施策３　生活支援の充実

●「東みよしくらしサポートセンター事業」を継続的に実施し、相談者の傾向を把握します。

●把握した相談者の情報は、行政や関係機関と共有を図り、支援体制の強化に努めます。

●「居住支援協議会」による住まいの確保、入居後の福祉サービスの提供体制を確保します。

●「フードバンク事業」により食を通じた生活支援を実施します。

地域包括支援センター

◆具体的施策１　誰もが必要なサービスを受けられる仕組みづくり

●日常生活自立支援事業とも連携し、高齢者の権利擁護事業を行うための啓発や情報を提供します。

●総合相談や個別の地域ケア会議を通して、地域住民が必要とするサービスに関する課題やニーズを抽出し、新たなサービス開発の実現に向けて、地域ケア会議に提言します。

（3）権利擁護対策の推進

〔現状と課題〕

判断能力が十分でない人に対して、成年後見制度利用支援事業において市町村長申し立てを実施しています。

高齢者や障がいのある人に対する虐待は、被害者が虐待の事実を伝えることができず、被害が潜在化する可能性があります。また、子どもへの虐待や家庭内暴力でも、家庭内の出来事であるため、被害が顕在化せずに周りに気づかれないまま深刻化するケースがあります。住民同士が声を掛け合い、見守り合える関係を築くことにより、小さな変化にも気づき、専門機関や民生委員・児童委員等へ相談することができるよう支援することが必要です。

〔施策の方向性〕

成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図り、判断能力が十分でない人の財産の保全や、必要なサービスを利用することができるよう支援します。

〔5 年後の姿〕

○誰もが権利を侵害されることのない暮らしが送れています。

○暴力を許さない意識の醸成、認知症への理解が深まっています。

■自助・互助・共助の取組

自助・互助	住民一人ひとり	・成年後見制度や日常生活自立支援事業の制度を知り、必要に応じて利用できるよう、理解を深めましょう。 ・消費者被害に遭わないように、情報収集に努めるとともに、周囲の方とも情報を交換し、被害拡大を防ぎましょう。 ・虐待や家庭内暴力を発見した際は、必ず通報しましょう。
互助・共助	地域	・虐待や家庭内暴力についての相談を受けたり発見した場合、個人情報に配慮しつつ専門相談窓口に伝えて、二次被害を防ぎましょう。

■公助の取組

行政

◆具体的施策１　成年後見制度の推進

●「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の推進を図り、支援が必要な方の人権を守ります。

◆具体的施策２　オレンジサポーターの養成

●認知症サポーターを対象に、より専門的な認知症に関する講座を開催し、認知症高齢者及び家族の依頼に応じた支援を行い、身近な支援者・相談者として活動するオレンジサポーターを養成します。

◆具体的施策３　消費者被害等についての相談支援

●消費生活センターの周知を図るとともに、消費生活センターにおいて、専門相談員による住民への消費生活相談を実施します。

◆具体的施策４　家庭内暴力や虐待防止

●住民に対して、様々な媒体・機会を通して、家庭内暴力や虐待に対する防止の啓発、各種相談窓口における情報提供を行い、意識の向上と暴力や虐待を許さない環境づくりを推進します。

社会福祉協議会

◆具体的施策１　日常生活自立支援事業の実施

●判断能力が十分でない人が自立した生活を送ることができるよう、サービスの利用支援等を行う日常生活自立支援事業について、事業の周知を推進し、利用の円滑化を図ります。

◆具体的施策２　成年後見センター事業の実施

●判断能力が不十分な人の権利を守り支えるために、成年後見センターを設置し法人後見人として成年後見制度の推進を行えるよう、専門職の資質向上に努めます。

◆具体的施策３　虐待の未然防止と早期発見

●高齢者や障がいのある人、子どもに対する支援を行う中で、関係機関と情報共有を図り、虐待の未然防止や早期発見に係る取組を推進します。

地域包括支援センター

◆具体的施策１　総合相談支援事業・権利擁護事業の実施

●包括的支援事業で、総合相談支援事業・権利擁護事業を実施します。

第5章　成年後見制度利用促進基本計画

1. 成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって

(1)策定の趣旨

成年後見制度利用促進基本計画は、権利擁護の支援が必要な方に対し、その意思決定を支援することで、本人の意思が尊重され、本人の権利が守られる地域づくりを目指すもので、本町の成年後見制度の利用促進を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(2)基本施策

本計画は、平成 29 年3月に閣議決定された国の定める成年後見制度利用促進基本計画と整合性を図るため、国の計画のポイントを基本施策として踏襲することとします。

基本目標1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

成年後見制度においては、後見人による財産管理ばかりではなく、認知症高齢者や障がい者の意思を丁寧にくみ取り、生活を守り、権利を擁護するための意思決定支援や身上保護も重要であり、利用者がメリットを実感できる制度・運用を目指します。

また、成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応ができるよう、保佐及び補助の類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重するため、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるよう取組を推進します。

基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

成年後見制度に関する相談窓口を整備し、利用が必要な人をいち早く発見し、適切に必要な支援につなげることができるよう、支援が必要な方の親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に見守り、継続的に状況を把握することができる体制を整備します。

また、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関の設置に向けて取り組みます。

成年後見制度の利用促進の取組と併せて、需要に対応した後見人や法人後見の育成も踏まえて、担い手の確保を図ります。

基本目標3 制度の理解促進と適正な運用

成年後見制度については、認知症等により判断能力が十分でない方や将来判断能力の低下に不安を抱く方に対して、財産管理や身上保護に関する支援内容を広く周知するとともに、成年後見制度による支援が必要な方が円滑に利用できるよう人材育成を図ります。

2. 基本目標の推進

基本目標1　利用者がメリットを実感できる制度の運用

(1)権利擁護に関する相談支援体制の充実

【取組内容】

住民からの権利擁護に関する相談にあたっては、町及び社会福祉協議会が連携して、成年後見制度や日常生活自立支援事業及びその他のサービスの案内を行い、総合的に対応します。

(2)成年後見制度等支援

【取組内容】

福祉サービスの情報等を掲載したマニュアルを作成し、成年後見人等が安心して財産管理や身上保護、家庭裁判所への報告等の職務を継続できるよう支援します。

また、成年後見に関する相談会を開催し、成年後見人等への支援を行います。

(3)町長申立の適正化

【取組内容】

成年後見制度の利用が必要な方が、身寄りがないことによって制度の利用が困難とならないよう、地域住民等と連携強化を図り、円滑に町長申立を行う手続きができる体制の整備を図ります。

(4)後見人等報酬助成事業の円滑な運用

【取組内容】

成年後見制度の活用促進に伴い、経済的困窮状態にあり、後見人等に対して報酬を支払うことができない方の制度利用も増えてくることが予想されます。

国や県の補助を積極的に利用することで財源を確保し、後見人等報酬助成の活用促進を図り、成年後見制度が適切に利用されるよう、支援体制の充実を図ります。

基本目標2　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

（1）地域連携ネットワークの構築

【取組内容】

成年後見制度を運用するにあたり、地域連携ネットワークを構築することが望まれています。

（2）中核機関の設置

【取組内容】

地域連携ネットワークの中核機関の役割として、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を担うことが求められています。

本町において、必要かつ充実させるべき役割を検討し、中核機関を設置します。

（3）支援チームづくり

【取組内容】

権利擁護支援を行うにあたり、地域包括支援センターや社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所等が、支援の必要な方の相談にあたることとなります。

支援者がひとりで抱えてしまうことがないよう、関係機関が連携して「チーム体制」で支援を行うことができる体制整備を図ります。

権利擁護支援が必要な人に対して、制度の利用開始前には地域連携ネットワークを活用し、地域で権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援へ結び付けることができるようにします。

基本目標3　制度の理解促進と適正な運用

(1)成年後見制度に関する広報、啓発活動

【取組内容】

パンフレットの配布や出前講座等を活用して、広く住民に成年後見制度の普及啓発を行い、成年後見制度に関する認知度の向上を図ります。

(2)権利擁護人材の育成

【取組内容】

地域における身近な存在として、町民後見人の養成を行い、成年被後見人等の意思を丁寧にくみ取って、後見等事務を進めることができる後見人育成を図ります。

成年後見人等が必要な人に対して、後見活動ができる弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職との連携を強化し、専門知識を有した後見人の育成や後見人等の能力の向上を図ります。

第6章　計画の推進にあたって

1. 計画の推進

(1)推進体制

本計画を効果的に推進するため、町の関係各課における個別計画の進捗状況を確認し、整合性を図りながら、計画期間に応じて、進捗管理を行います。

(2)住民、地域との連携

本計画を推進していくため、住民一人ひとりをはじめ、地域、各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、事業所、医療機関、社会福祉協議会等と行政が連携して、計画の推進に努めます。

(3)計画の進捗管理と評価

本計画の進捗管理と評価を進めるため、行政及び各種団体代表、学識経験者等で構成される「東みよし町地域福祉計画策定委員会」において、計画の関連する取組等の進捗状況の確認をはじめ、計画を推進するにあたって解決すべき地域の課題について検討を進めます。

また、計画に記載のある行政の取組については、施策担当が計画期間内に進捗状況を確認し、評価・検証を行います。

資料編

1. 東みよし町地域福祉計画策定委員会

(1)東みよし町地域福祉計画策定委員会設置条例

令和元年 9 月 13 日
条例第 7 号

（設置）

第 1 条　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、東みよし町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条　委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、町長に答申する。

（1）　計画の基本的事項及び策定に関すること。

（2）　その他計画の策定について必要と認める事項

（組織）

第 3 条　委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（1）　議会代表

（2）　有識者

（3）　社会福祉を目的とする団体の代表

（4）　社会福祉活動団体の代表

（5）　保健・医療・福祉施策等事業者の代表

（6）　行政関係者

（任期）

第 4 条　委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

2　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3　委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5　最初に招集される委員会は、第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（その他）

第８条　この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

(2)委員名簿

構　成	氏　名	備　考
(1)議会代表	◎　吉　井　　武	東みよし町議会総務厚生常任委員会委員長
(2)有識者	森　　文　孝	西部総合県民局　保健福祉環境部＜三好＞副部長
(3)社会福祉を目的とする団体の代表	川　原　　進	東みよし町老人クラブ連合会会長
	岡 井　正 夫	東みよし町身体障害者会会長
	中 川　糸 子	東みよし町婦人団体連合会会長
	曽我部　弘輝	東みよし町PTA連合会会長
(4)社会福祉活動団体の代表	○　川 野　悦 博	東みよし町民生委員児童委員協議会会長
	稲井　美緒子	東みよし町ボランティア連絡協議会会長
(5)保健・医療・福祉施策等事業者の代表	松 浦　章 人	東みよし町医師団代表者
	竹 谷　孝 子	福祉施設代表者
	藤 内　則 康	東みよし町社会福祉協議会事務局長
	白川　真知子	東みよし町地域包括支援センター長
(6)行政関係者	川 原　誠 男	東みよし町副町長
	小 原　京 子	東みよし町健康づくり課長

◎：会長、○：副会長　（敬称略）

2. 策定経過

年　月　日	実　施　内　容
令和2年 8月 24 日～9月 11 日	地域福祉に関する団体アンケート調査
10 月 22 日	第1回東みよし町第3期地域福祉計画策定委員会 ・委員長、副委員長の選出 ・地域福祉計画について ・各種統計、計画等からみる東みよし町の現状と課題
11 月 27 日	第2回東みよし町第3期地域福祉計画策定委員会 ・第3期地域福祉計画骨子・素案について
令和3年 2月3日	第3回東みよし町第3期地域福祉計画策定委員会 ・第3期地域福祉計画案の検討、承認

3. 用語解説

NPO

Non Profit Organization の略称で、不特定多数を対象に営利を目的としない社会貢献活動を行う団体のことです。

協働

２以上の団体が共通の問題意識を持つ領域においてそれぞれが個別に活動するよりも高い効果を上げるために、相互の役割と責任を認識し、対等な立場のもとに連携又は協調し合う関係のことをいいます。

権利擁護

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の権利を守り、援助者が本人に代ってその権利の表明を行うことをいいます。具体的な制度として、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等があります。

災害時要配慮者

災害対策基本法の規定においては､「高齢者､障害者､乳幼児その他の特に配慮を要する者」（災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号）と規定されています。災害等の自分の身に危険が差し迫った場合、適切な行動をとる能力（行動能力）の面で、ハンディキャップをもつ人びとを総称する概念のことをいいます。

自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして､「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織のことです。

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され（第 109 条・110 条)、それぞれの都道府県・市区町村において、住民と福祉事業関係者に幅広くかかわる民間組織として、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティア支援等を実施しています。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳で、障がいの重い順に１級、２級、３級があります。

成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成 12 年度に開始された制度のことです。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行います。

地域子育て支援センター

子育て親子の交流の場の提供をはじめ、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う機関です。

地域包括支援センター

主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等が高齢者の総合相談機能をはじめ、介護予防事業、総合的・包括的なケアマネジメント、権利擁護事業を行う機関です。

日常生活自立支援事業

高齢者や障がいのある人で判断能力が十分でない人、または日常生活において契約や金銭管理などの判断能力に不安のある人に対して、指導援助等を行うサービスです。主なサービス内容は、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスなどがあります。

バリアフリー

バリア（障壁）をフリー（解消）にすることで、高齢者・障がいのある人等が生活しやすい環境に整備しようという考え方のことをいいます。バリアには、段差等の具体的な障壁だけでなく、制度や差別意識など幅広い概念が含まれています。

福祉教育

専門職養成のための福祉教育と、一般住民を対象とする福祉教育に分けられます。一般住民向けの福祉教育は、学校教育や生涯教育の分野で、福祉の理解や参加を目的として、時にボランティア活動も取り入れながら行われています。

民生委員･児童委員

都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱しており、その主な職務は、地域住民の相談、援助活動、福祉サービスの情報提供、福祉事務所、児童相談所等の関係行政機関への協力などの活動を行う人のことです。

療育手帳

療育手帳制度要綱に基づき交付される手帳のことで、障がいの程度によりＡ１（最重度)、Ａ２（重度)、Ｂ１（中度)、Ｂ２（軽度）の区分があります。

要介護認定者

寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態にある人のことです。保険者である市区町村が、全国一律の客観的基準で要介護認定を行い、認定を受けた者は介護保険制度による介護サービスを受けることができます。

東みよし町第3期地域福祉計画

令和3年3月

発行：東みよし町　　編集：福祉課

〒779-4795　徳島県三好郡東みよし町加茂 3360 番地

電話：0883-82-6306